

第百六十四回国会 衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十六号

平成十八年五月十二日(金曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 石田 祝稔君
理事 今井 宏君 理事 新藤 義孝君
理事 平田 耕一君 理事 増原 義剛君
理事 吉川 貴盛君 理事 近藤 洋介君
理事 達増 拓也君 理事 榊屋 敬悟君
小此木八郎君 岡部 英明君
片山さつき君 北川 知克君
近藤三津枝君 佐藤ゆかり君
清水清一朗君 塩谷 立君
平 将明君 長崎幸太郎君
野田 毅君 橋本 岳君
早川 忠孝君 藤井 勇治君
牧原 秀樹君 松島みどり君
武藤 容治君 望月 義夫君
森 英介君 山本 明彦君
山本ともひろ君 大畠 章宏君
川端 達夫君 北神 主朗君
佐々木隆博君 野田 佳彦君
松原 仁君 三谷 光男君
高木 陽介君 塩川 鉄也君
武田 良太君

委員の異動
五月十二日
辞任 補欠選任
牧原 秀樹君 山本ともひろ君
同日 辞任 補欠選任
山本ともひろ君 牧原 秀樹君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律
案(内閣提出第六一号)

○石田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として資源エネルギー庁資源・燃料部長近藤賢二君、中小企業庁長官望月晴文君及び中小企業庁経営支援部長古賀茂明君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○石田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 おはようございます。
昨日提出をされました中小企業協同組合法について質問をさせていただきます。
今回の法改正は、ある種強化だというふうに思

うわけですが、これは社会的にいろいろな課題が起きてきたというような状況の中での法改正でありまして、そういった意味では必要な措置だったというふうに認識をしております。

ただ、結局、組合法を強化するということは、組合自体あるいはまたそこにいる組合員の皆さん方にとつての負担もまたふえるということになるわけでありまして、そうした心配があるわけでありまして、それらにはどういたえていけるのかということについて、まずお伺いをいたします。

○望月政府参考人 お答え申し上げます。

今回の改正は、大規模な破綻事例の発生など、近年の組合運営の実態や他の法令の状況などを総合的に踏まえまして、組合員における自治運営が円滑に機能するように、組合運営全般の規律を強化するものでございまして、共済事業の健全性を確保する措置もあわせて講ずるものでござい

ます。
運営規律の強化にかかわります措置につきましては、適切な運営がなされている多くの組合におきましては、既に自発的な運用で対応がなされているものも多いというふうに認識をいたしております。こうした措置を今回、法律上明確化すること、組合制度全体の信頼性が向上をし、中小企業者の方々の事業活動に好影響を与えるものと考

えております。
また、共済事業につきましては、既に同様の改正が保険業法、農協法などにおいて行われておりまして、これを適切に踏まえた対応が組合法においても必要であろうと考えております。対応がなければ、中小企業組合が不適切に利用され、また中小企業組合制度の信頼性が損なわれる懸念がございますことから、可能な限り早期の対応が必要であるというふうに考えております。

なお、これらの措置につきましては、組合が円滑に対応できるよう所要の経過措置を設けているところでございまして、制度の周知のための広報などにつきましてもしっかりと行つてまいる所存でございます。

○佐々木(隆)委員 今言われた法的な経過措置とか周知徹底とか、そういうことはもちろんだというふうに思うんですが、実質的に、専従の人間を置かなければならないとか、何かそのことによつてこの中小企業組合そのものの実態自体も、何万社という中にはかなり小さいのもあったりして、つかむのが大変だというような話も聞いておりまして、例えば小さいところは、今回一定規模で分けてはいただきますけれども、それなりにまた組合員の個々に負担がかかってくるというところに結果なるわけでありまして、その点については、制度そのものもそうですが、実際の運営についても十分留意をしていただきたいというふうに要請しておきたいと思ひます。

共済事業の関係なんです、同じように改正をされるわけでありまして、今長官からお話がありましたように、事件なども発生して、改正というのはある種当然なわけでありまして、共済制度というのはいづれもそうでありまして、けれども、今、保険業法の改正があったというお話がありました。保険業というものはもとと営利を目的に成り立っているものでありますし、共済事業というのは自分たちをどう守るかということでもともと始めているものですから、そういった意味では、保険業法をそのまま適用して共済事業が本当に大丈夫かという思いがあるわけでありまして、けれども、その辺についてお答えいただきたいと思ひます。

○古賀政府参考人 お答え申し上げます。
保険業法の適用についてのお尋ねでございます

けれども、御指摘のとおり、共済事業の健全性を確保するための措置につきましては、いろいろな面で保険業法の規制の仕組みというものをかなり取り入れたら、あるいは参考させていただいて、今回の改正の内容とさせていただきます。

ただ、今御指摘いただきましたとおり、組合員に限定して自治運営と相互扶助ということでやっております組合の共済事業と、それから民間の保険会社がやっております保険事業というのは、その趣旨それから実態も違うところがあるというところはもう御指摘のとおりでございます。

そういう意味で、保険業法の規制をそのまま適用してしまうとそういったところうまく合致しないということが起きますので、そういう意味では、例えば最低出資金の金額の決め方であるとか、あるいは兼業規制のあり方とか、そういうようなところで保険会社に対する規制内容とは一部異なる内容のものとしていくところもございまして、そういう相互扶助組織であるという特質も踏まえた上での改正の案となっております。

○佐々木隆委員 社会的なニーズにも、信用ということも含めてきたえていかなければなりませんので、今回の改正そのものは必要な措置だったというふうに思っておりますけれども、ぜひ、そのことによって組合自体が運営が厳しくなってきたか、あるいは、例えば保険などについては、とりわけ小さな団体にとっては運営そのものが大変だと思っております。そういうことは十分留意をさせていただきましますように申し上げておきたいというふうに思っています。

実は、中小企業等組合法というのは昭和二十四年に制定された法律だというふうな聞いていますわけですが、団体法そのものも三十二年と、いずれも半世紀近い、半世紀以上の時を経ているわけでありまして、

今回のこの改正に当たって、中小企業政策審議会というところが提言をしているわけでありまして、その中でも、この制度そのものがかなり古

くなっているということも含めて、この法律そのものについても提言をしているわけでありまして、同時にまた、新しい事業展開だとか、あと中小企業の組合と、例えばこのごろ新しく出てきているNPOとか、非常に異業種の組合とか、多様な状況になってきている中で、中小企業組合法そのものを、全体をどう見直していくかという時期に私は来ているのではないかとこのように思っているんですけれども、経済産業省として、こうした状況の中で今後の中小企業組合の活用方針などについてどう考えているのか、お伺いをいたします。

○二階国務大臣 中小企業組合は、議員が御指摘のように、昭和二十四年の制定以降、時代の要請にこたえてさまざまな変化を遂げてまいりましたが、相互扶助の精神のもとに、お互いに連携して事業を行う組織体として、中小企業者の事業活動を強力に後押ししてまいりましたことも事実であります。

これまで、主として同業種の中小企業者が集まり、共同購入、共同生産、共同販売の事業を実施する組合がほとんどでありました。しかし、近ごろは、先ほども御質問にありましたように、異業種の組合を含めて、中小企業者が連携して創業、新事業展開等の事例がふえてまいりました。こうした利用、活用は、やる気と能力のある中小企業の育成、発展という点で、中小企業政策の基本理念に合致するものと考え、我々もいろいろな方策を講じて支援してまいりたいと思っております。

今般の法律改正によりまして組合制度の信頼性をさらに向上させることで、中小企業組合が中小企業者の創業、新事業展開など、さらに一層活発にこれが活用されることを期待しておりますのであります。

○佐々木隆委員 ありがとうございます。今大臣からお答えいただきました、いわゆる創業などという分野がどんどんふえてきているわけでありまして、そういった意味でいうと、この組合は、ある種、そうしたコーディネート機能、と

りわけ中央会はそのいう機能も非常に求められてくるというふうな思っています。そういった意味で、私は、この中小企業組合法自体を、抜本見直しという言葉が適切かどうかはわかりませんが、もしつかりと、今まで改正改正を重ねてきているわけでありまして、ぜひ、そういった意味での御努力もいただきたいということを要請しておきたいというふうに思います。

中小企業組合法について今伺ってきたわけですが、実は、四月二十八日に二〇〇六年版の中小企業白書が出版というのか提出をされておりました、それについて少しお伺いをしたいというふうに思います。

特に、ここの中小企業白書では開業率のことについて触れているわけ、かなりなスペースを割いて分析しているわけでありまして、これは一九八〇年代後半あたりだと思っておりますけれども、そのあたりから開業率と廃業率が逆転をしております、廃業の方が多くなっている。そのことが結果として失業率を高めていくことになっていったら、ちょうどプラザ合意以降ですから、バブルが崩壊して、いわゆるその時期に入っていく時期と重なっているわけでありまして、この白書の分析の中にある廃業率の増加ということについてどのように分析しているのか、まずお伺いいたします。

○西野副大臣 今委員が御指摘をされておられるとおりですが、この開業率の問題は実は総務省で統計調査を行っております、それによりまして、二〇〇一年から二〇〇四年の間に開業率が三・一％から三・五％にと、〇・四％上昇しておりますわけでありまして、しかしながら、一方で、廃業率の方が逆に、四・五％から六・一％、一・六％上昇をしております。この数字から見えてきたとしても、廃業率が開業率を大きく上回っておりますという結果になっておるわけでございます。

この原因といえますか理由であるわけでございますが、おおむね、この廃業をなさいます方々

は、昭和でいいますと三十年代から四十年代に開業をなさった方、いわゆる今日を経て年齢的にも六十歳を超えられた方々がほとんどでありまして、いわば事業から撤退をしていく、こういう年齢的な問題があるかと思っております。含めて、その個人事業者が引き継いで事業を承継していく、そういう体制がうまくいっていないのではないかな、こういうところにこの数値の、いわゆる廃業がふえておるといふ実態がここにあるのではないのかなというふうに思っております。

○佐々木隆委員 ありがとうございます。

今お答えいただきましたけれども、結局、年間十二万社ずつ減っているわけですね、今の数字でいきますと。大変な数が減っているわけですね。

今お答えいただきましたが、原因の一つとして高齢化ということ挙げられました。それをどう継承するかということが私は大変必要なことだというふうに思っています。経営者の平均年齢が今五十八・五歳だそうでありまして、この白書によりますと、特に、年間二十九万社の廃業社のうち、二四・四％、七万社以上が後継者不足を理由とされているということで、継承ということが非常に重要な課題になってくるのではないかとこのように思っています。

どうそこをうまくつないでいくか、つないでいけるかということが非常に大切なのではないかというふうに思いますが、例えば税制面などを含めて、事業継承について、政策的な支援についてお伺いをいたします。

○望月政府参考人 中小企業の円滑な事業承継というのは、先生おっしゃいますように、事業の継続、発展などを通じまして、地域経済の活力の維持とかあるいは雇用の確保ということに資するものでございまして、極めて重要な政策課題だと思っております。

こうした観点から、これまで累次の税制改正を行って、事業承継に係る主要な相続財産でございます土地や自社株式に係る相続税、贈与税の

軽減措置を創設、拡充してきたところでございます。直近の平成十八年度税制改正、今年度の税制改正におきましては、自社株式の物納に係る許可基準を緩和、明確化するなど、物納手続を大幅に改善する措置を講じたところでございます。今後、自社株式の物納が増加することによって、キャッシュに乏しい中小企業の事業承継の円滑化に資するということが期待されているわけでございます。

しかしながら、中小企業の事業承継問題というのは、税制だけではなくて、関連する法制度や中小企業経営者の方々の意識のあり方を含めた総合的な検討がどうしても必要だというふうに考えております。

このため、昨年十月から、日本商工会議所や関連する土業の団体、公認会計士とか弁護士さんとかそういう土業の団体の方々とともに、事業承継問題に係る総合的な検討の場といたしまして事業承継協議会というものが発足をいたしました。この場におきまして、事業承継円滑化の観点から、法務、税務、金融などのさまざまな分野の実務家の方々とともに専門的な検討を行っているところでございます。

今後とも、こうした場を含めまして、中小企業の円滑な事業承継のための有効な手段でにつきまして検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○佐々木隆委員 今お答えいただきましたけれども、小さな企業、個人企業みたいなところは、特にそういった課題が重要だと思ふんですね。ぜひ、積極的な取り組みを求めているというふうに思っています。

「自分の代で廃業を検討する理由」という中に、経営が苦しい、市場の先行きが不透明と並んで、二四・四％の人が適切な後継者が見当たらないというのを挙げています。言わねばならぬように、また、対策の中では、今言われましたように、相続対策というのかなり大きなウエートを占めているようにあります。ちょうど私も団塊の世代の

一人でありませうけれども、これから先、〇七年と言われる団塊の人たちがふえていく中で、この問題はもっと深刻にとらえておかなければならない課題ではないかというふうに思いますので、ぜひ、そうした取り組みも求めているというふうに思っています。

次に、実は私は、開廃業というテーマの中で、市場ですから、市場から撤退する人がいるということ、これはこれで、ある種やむを得ないことではあるわけでありませう。景気という面から考えると、廃業の数よりも創業の数の方が多ければ、これは景気としてはよくなるわけでありませうし、企業の活力としても出てくることになるわけでありませう。

問題は、その創業というものをどうしやすくするかということが重要な点だと思ふんですね。片っ方では、後継の人に譲りたい、そういう人たちがいてはきちっと対策をしなければいけないわけですが、新しく企業を起こす人たちが起こしやすい状況というものをつくっていくことが大切だというふうに思ふんですね。その点についてお伺いをいたします。

○西野副大臣 お示しのとおり、廃業が開業を上回るという数値が、昭和六十年代から現象として起こっているわけでございます。このような中で、やはり委員が御指摘をされておりますとおり、業を起す、いわゆる創業、起業、そういう意識が芽生えてくるような環境整備もしなければならぬわけでございます。

そのためには、新規事業の創出をするさまざまな方策を講じていく、このことが非常に大事なことであるというふうに思っております。ところでございまして、経産省といたしましては、平成十二年度より、創業のモデルとしての起業家に対して表彰を行ったり、あるいは創業に関する普及啓発のシンポジウムを開催したり、そういう事業を行っております。また、平成十五年からは、今日でも続けておりますが、インターネットのドリームゲートをクリックしていただき

ますと出てくるわけでございますが、いわゆる情報提供や相談サービス事業等、経産省として幅広くそういう情報活動も行っておりますのでございませう。

いずれにしても、やはり創業をするという意識が盛り上がってこないことにはいけないわけでございます。今後とも、創業意識高揚に向けてさまざまな方策を講じていきたいというふうに思っております。

○佐々木隆委員 ぜひ、積極的な取り組みを求めておきたいというふうに思います。

創業しようとする人たちというのは、当然のことながら、大組織の中にいる人たちではない人が多いわけで、そういった意味でいうと、いろいろなアイデアあるいは情報、もつと言え資金、そういったものが十分に恵まれた状態にないわけでありませう。そういったことを含めて、具体的にどんなことを今考えておられるのか、その点についてお伺いをいたします。

○望月政府参考人 創業に向けて、いいビジネスアイデアを持っておられる方というのは確かにたくさんおられるわけでございますけれども、いざ具体的な事業を行うということになりますと、実は事業を開始するためのさまざまな知識が必要であるということでございます。なかなか直ちに立ち上がるということができないというのが実態だろうと思ひます。こういった方々のために、特に知識の問題で申し上げれば、その支援策をいたしまして、全国の商工会と商工会議所におきまして、私ども、創業塾というものを開いているわけでございます。

具体的には、創業に向けて、今申し上げましたような、ビジネスアイデアなどを持っておられる方々を対象に、事業計画をつくり上げて、創業に必要な実践的能力を修得できるような短期集中型の研修を実施いたしております。平成十一年度のこの創業塾の事業開始以来、実は延べ五千人の方々がこの受講をいたしておりますし、修了をいたしました方々の約三割の方々が創業を実現

しているわけでございます。地道な活動ではございますけれども、大変役に立つのではないかと、いうふうに私どもとしては評価をしている制度でございます。

この創業塾につきましては、今年度は全国二百七十カ所で開催を予定いたしております。約一万人の受講者を見込んでおりましたところでございます。予算といたしましては、約十六億円ぐらいの予算を本年度予算の中にも創業人材育成事業として盛り込んでいくところでございます。十一年度から綿々とやってきている事業ではございますけれども、その都度、活動状況を評価しながら改善をして、こういった創業のための基礎知識をいいアイデアを持つていく人たちの中にお助けをして広めていくということが、まず基礎的には一番大事ではないかというふうに思っております。

○佐々木隆委員 三割創業という、野球でいうとかなり高打率ですので、かなり効果があるんだというふうに思ひます。

まだ年数的な実績が余りないのかもしれませんが、そういう事例を紹介することも一つの方法だ、というふうに思ひますので、そういうことも含めて、ぜひそれを積極的にやっていただきたいというふうに思ひます。

今、そうした塾を展開しておられるということでありませうけれども、もう一つ、やはり大きな障害になっているのが資金の面ではないかというふうに思ふんですが、資金調達などについて円滑な、そうした対策がどうとられているのか、どう考えておられるのか、その点についてお伺いをいたします。

○望月政府参考人 御指摘のように、創業を希望する方にとつての創業時における資金調達問題というのは大変大きな問題の一つだと認識しております。私どもといたしましては、創業時の資金調達を支援するために、政府系金融機関を中心として、さまざまな融資制度を用意いたしております。

具体的に申し上げますと、比較的小規模の事業を起業される場合に、無担保、無保証人で融資を受けられる国民生活金融公庫の新創業融資制度、これは貸付限度額七百五十万円ということでございますから比較的小規模ですけれども、簡易に受けられる新創業融資制度というのが国民金融公庫でございますし、それから比較的大規模な事業を起業される場合にも対応できる国民生活金融公庫の新規開業支援資金、これは要件が若干違いますが、貸付限度額、設備資金で七千二百万円、運転資金で四千八百万円、限度額でございますから、いきなりこんなにお借りになる方もないかもしれませんけれども、その範囲内で設備とか、そういうものにも対応できるような新規開業支援資金であるとか、あるいは中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の新事業育成資金というものがございまして、これは特に高い成長性が見込まれるような新たな事業を行う方を対象とした融資制度で、中小公庫と商工中金でございますので、貸付限度額が六億円ということになっております。これは市井の一起業の方とはちよと違うと思いますけれども、とにかく新しい事業を設備投資をして行おうというような方々を対象として新事業の育成資金というものがございまして、こういった制度で、起業をされる方々の実態に即した制度をそれぞれ設けて運用しているところでございます。

○佐々木(隆)委員 今お話をいただきました、一定程度いろいろなものがそろってはいるわけでありまして、この白書の「事業の存続・倒産と再生」というコーナーがあるんですが、そこに、「開業した直後の事業所は生存率が低く、その後年数を重ねるにしたがって次第に生存率が安定していく」というところの分析があります。当然だと思ふんですが、実は、制度的に、開業するまでの支援というのは結構あるんですね。いろいろな研究を一緒にやりますとか、そういう支援というのは、補助制度や助成制度が中心になりますけれども、そういうのがありま

す。開業して一定程度時期がたつて信用がついてくると、まあある程度どこでもという言い方もおかしいですが、お金を貸してもらえようになるわけですが、一番大変なのは創業してから一、二年の間ですね、まだ信用がそれほどない時期。そういうところ、きちつとしたビジネスになるまでのほんの一年か二年の期間というのが一番大変な時期だというふうに思ふんですが、そうした資金調達が一番難しい時期について何かあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○望月政府参考人 お答え申し上げます。

特に技術開発に熱心に取り組む中小企業の方々のケースに典型的でございますけれども、技術開発には成功いたしたとしても、商品化や販路開拓などの過程におきまして、その結果が事業化につながらないというケースが非常に多いわけではございません。

御指摘のように、私どもの制度の中でも、技術開発というのは比較的、国の予算をつけて支援をするというのが最も意義が主張しやすい分野でございますので、そういう制度が多いことも事実でございます。ただ、今のような、ちよと技術開発成功後の、事業化までの間における問題というものについて、特に、よく言われます「デスバレー」、死の谷と言われるんですけれども、この谷を越えるためにどうしたらいいかというのが重要な課題だというのは、この新創業関係では関係者の間でよく指摘される話でございます。

こういった事業化に当たつての課題に対応するために、私どもは平成十六年度、つい最近でございますけれども、十六年度から中小企業・ベンチャー挑戦支援事業ということを実施いたしました、特に実用化に向けた技術開発や販路開拓などの取り組みまで幅広く、資金助成と、それから特に行う支援をしているわけでございます。

私もよく申し上げるんですが、中小企業の方々は、いいアイデアを持っているとかいろいろなビジネスモデルを持っている方はたくさんお

られるんですけれども、何か欠けているというのが中小企業の方々の実態でございます。特に欠けているのが資金の問題、それから販路開拓のときの最も大切な人脈の問題、そういうことがございしますものから、お金の面と、それから販路開拓のためのコンサルティングなどというのが非常に大事なわけでございます。

そういったことを通じて、きちつと、最初に技術開発で支援したものが事業化に結びつくところまでの一貫した支援体制をとるというように、最後の結果まで見て我々が政策を実施するということが最も責任のある中小企業政策のやり方ではないかということで認識いたしまして、平成十六年ぐらいからそういう手法をとっているところでございます。

○佐々木(隆)委員 僕も余り詳しくはないんですが、日本でもたしかSBIIRという制度があるというふうにも思っているんですが、もともとこれはアメリカにあったSBIIRだと思ふんですが、私の解釈が間違っているかもしれないんですが、いわゆるスモールビジネス、小さなビジネスに対して、融資でたしか対応しているというふうにも思つたんですね。要するに、リスク率が非常に高いわけですね、死の谷と言われるところの支援というものは、そのSBIIR制度というものをたしか始めたというふうにも聞いているんですが、そのところについてちよとお伺いをいたしたいというふうにも思ひます。

○古賀政府参考人 お答え申し上げます。

今、SBIIRというものを御紹介いただきました。アメリカではスモール・ビジネス・イノベーション・リサーチというふうにも呼ばれているものだと承知しております。

今お話のありましたとおり、もちろん連邦レベルで中小企業に対して保証することによって、リスクをとつてやつて、それで事業化を支援していくというふうな施策も広く行われているというふうにも承知しておりますけれども、このスモール・ビジネス・イノベーション・リサーチと呼ば

れるものは、各省庁の研究開発予算支出の一定の割合を中小企業に振り向けようというような制度であるというふうにも理解しております。そして、そのことによつて中小企業の研究開発を支援していくということのようでございます。

そして、こうした制度も参考にしながら、日本でも、いわゆる日本版SBIIRというふうにも呼んでおります、日本語で言えば中小企業技術革新制度というものでございますけれども、この制度は中小企業の新技术を利用した事業活動を促進するということを目的としておりまして、具体的には、中小企業向けの研究開発予算の支出目標の金額を定めるといふようなことを行ひまして、中小企業の研究開発、それからその成果の事業化というところまで支援していくという制度でございます。制度創設以来少しずつ拡充をさせていたでいておりまして、これは、経済産業省だけではなくて、各省庁から御協力をいただいております。

そして、中小企業向けに使われる補助金というのは少しずつ支出が拡充されておりました、目標額というのを毎年定めるわけですが、十一年度は百十億円ということで始まつていたわけですが、これが十七年度は三百十億円ということで、約三倍近くにふえております、補助金の本数、本数がどこまで意味があるかというのでもございますけれども、本数で見ましても、四十本程度から始まりまして、現在は六十本前後というようになつて来ております。

そして、参加していただいている省庁も、研究開発の予算を持っておられるところが大体入つていただいております、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、そしてもちろん経済産業省、国土交通省、環境省といった七省が入つてこれを実施しているところでございます。

今後とも、こうした制度をさらに拡充していくということに努力をいたしまして、中小企業の研究開発、それからその後の事業展開というものを支援してまいりたいというふうにも考えております。

○佐々木(隆)委員 ありがとうございます。

いろいろな融資、それから技術開発などを含めて、日本の、雇用の面から見ても、七割は中小企業に勤めておられる方だというふうに伺っておりますので、中小企業を育てることと同時に、市場ですから新陳代謝はあるわけで、そのときに新陳代謝をどうスムーズに進めていくかという意味では、創業支援というのは私は極めて大切な政策ではないかというふうに思っておりますので、ぜひいろいろな面から、余り過保護にならないように必要でありますけれども、支援をしていかなければならないのではないかとこのように思っております。

この白書を読んでいて、少し気になったというか、ああ、そうなのかというふうに思ったんですが、創業の中で女性の創業の割合が、ちよつとここ何年か落ち込んでいますけれども、どんどん上がってきているんですね。

それと、もう一つ注目できるのかなというふうに思ったのは、高齢者と言つては申しわけないんですが、いわゆる団塊の世代あたりの人たちの創業、創業。特に、女性の場合は、職住型で創業ができるというようなことがあるのかもしれない。

それと、昨年の白書だったと思うんですけども、そこに自営業者の分析が出ておまして、自営業者が、これもどんどん日本は減っているようでありまして、ここ何年かで十万人も減少したというふうな分析が去年あるわけでありましてけれども、開業率と同じように二十代、四十代という方の創業や開業というのはかなり少なくなつていて、こゝも、やはり五十年代後半あたりのところが自営業者というのも主流をだんだん占めてきている。

開業で言うと、ちよつと我々の世代になるんですけども、かつて創業した、開業した人たちが一定程度大きくなつてきていて、ある意味では、会社でもちよつとそろそろと言われているような時期に来ていて、その人たちが再びチャレンジを

するというような傾向があるというふうに、私もそう思いますし、白書もそういう分析をしているわけですから。こうした中高年のところあるいは女性、こうした人たちのところは、私は注目に値するのではないかとこのように思っているのですが、こゝら辺について、何らかの支援の特色みたいなものがあるれば、ぜひお聞かせをいただきたいなと思ひます。

○望月政府参考人 特に、先生御指摘の、中高年の方々が、今までいろいろなビジネスをおやりになつた方が再び自立してビジネスを起こされるとかそういうケースの場合には、先ほどちよつと申し上げましたように、中小企業とか自営業者の方々が欠けている点の、資金の問題はもちろん当然あると思うんですけども、知識、経験とか人脈とか、そういう観点から申しますと、比較的兼ね備えておられる方が創業されることが多いわけでございますので、若者がいきなり創業することとに比べて成功率が高いということがあろうかと思ひます。

それから、今の世代の構成とか社会変化の中で、それこそ団塊の世代の方々が再び、会社をやめてみずから創業されるというケースがこれからますますふえてこられるし、元氣なそういう中高年の方が多いということだろうと思うので、そういう方々にこれからある種の日本の経済の部分を負つていただくという意味では、先ほどの開業率、廃業率の問題の一つの解決の道としても有効だろうというふうに思つております。

そういった点につきまして、例えば、先ほどちよつと申し上げました創業塾の話も、実は、非常に基礎的な、会社というのはどうしてつくつたらいいんだろかという議論になりますと基礎的な創業塾が必要なんですけれども、今申し上げたような、ある程度経験を積んだ方が創業するときには、むしろ逆に、今までやってこなかったことだけれども、自分が意欲があつてやりたいという新しい分野へ行くときに、必要なものというのがまた出てくるんじゃないかと思うのです、転職み

たいなものでなければ。そのときに、ある種の知識なり人脈なりを得たいというような場合の手だてというのにも必要ではないか。

我々はそれを第二創業と呼んではいるわけでございますけれども、そういう方々に対する対応も、先ほどの創業塾の一つの枝分かれしたものとして、第二創業塾というの実は中でやっていくわけでございます。そういうことも幅広く施策を広めまして、短期で済む話でございますから、なるほど、そういうことがあつたのなら一回ちよつと顔を出してみようかというようなことがあるうかと思ひます。

それから、女性、高齢者、高齢者は今あれですけれども、女性の創業などの場合については、特に社会的にも若干不利な面もあるのではないかとこのこともあつて、例えば女性の方が業を起こして融資を受けるときなどにも、明確に差別があるわけじゃないけれども、実態的に不利な面があるのではないかとこのことから、そこを優遇するような制度も今の政府系金融機関の中で、ちよつと今手元に数字を持ってきましたんでしたけれども、少し安い金利を適用するとか、そういう制度が支援策としてはございます。

こういった面から、細々と始めたところではございましてけれども、こういう女性とかそういう方々の創業を支援していくことがこれから社会参加をふやしていくという意味では大変重要な分野でございますので、そういう面も制度を充実していきたいと思つておるところでございます。

○佐々木(隆)委員 さまざまな支援策をぜひ要請しておきたいというふうに思ひます。

女性、男性、あるいは先ほど議論をさせていただきました事業継承とか、いろいろな形で中小企業の活力というものををつくつていかなければならないというふうに思ひますが、もう一つ、事業再生というのもありまして、これもぜひ、いわゆる機会格差のないように取り組みをいただきたいというふうに思ひます。

現時点までの中小企業を取り巻くこうした景況

について、これらの認識を踏まえて中小企業対策にどう今後取り組んでいこうとされているのか、最後に大臣の認識を伺つて、私の質問を終わりたいというふうに思ひます。

○二階国務大臣 現在、廃業率が開業率を上回つておるといふことは極めて残念なことと思つておりますが、私も、中小企業の持つすぐれた事業を次世代にしっかりと受け継いでいくということ、これが極めて重要だと思つております。特に、経済産業省としましては、事業承継協議会の場を活用しまして、円滑な事業継承を後押しする政策の検討を今後ともしっかりと進めていきたいと思つております。

そして、活発な創業を促すための施策、先ほど議員から、創業、開業の成功事例を公表してはどうかという御意見がありました。私も全く同感であります。機会あるごとに、同時に、私も経済産業省が関係の深い広報機関を活用してそれを大いに宣伝して、この程度ならば、これならば自分もやれるかもしれない、そういう気持ちを起こしていただくようなことを考えていくべきだと思つております。御意見には全く賛成であります。

そして、議員もたびたび御主張ありましたとおり、我が国経済の屋台骨を担うという中小企業の位置づけ、もつともっと大切にしなければならぬと思つております。

四百三十万社、厳密に言うと四百三十二万社、現在あるわけでありまして、私が思うのには、例えば、二社に一人新しい雇用を考へていただいたとすれば、それだけで二百万人の雇用になるわけでありまして。大企業も日本の産業を支える大きな役割を果たしていることには違ひがありませんが、いきなり二百万人の雇用ということは大企業にお願いしても、それはなかなか容易なことではない。しかし、中小企業の皆さんが二社に一人新たな雇用を考へようということで奮起いただければ、これは労働問題のネックも解消するわけでありまして、そうしたこともとも頭の隅にしっかりと置いて対応していくことが

大事だと思っております。

いずれにしても、中小企業の我が国に貢献する役割は極めて大きいということで、前に発表させていただきました優秀な中小企業三百社、今、経済産業省の一階で展示会を行っております。一度に三百社を展示するわけにいきませんから、毎週ごとに、週がわりで出させていただいております。関係の間からも、自分の県のそうした出展の週を覚えてもらいたい、何ですかと言ったら、自分は必ず見に行きますから、こう言っているんですが、いろいろな方々がお見えになっています。私も、役所へ出入りのときに必ず立ち寄るんですが、行きますと、私がこの会社の社長ですという人が、やはり自分の展示を誇らしげにしているんですね。それから、得意先の皆さんにも、自分の製品が経済産業省の一階に展示されている、得意先の人をそこに呼び寄せて一緒に記念撮影をなさったりしていただいております。我々の考えていることは極めて単純なことではあります、そういう地道なことを一つ一つ重ねていく、これが大事であります。お金も何も大してかかるわけではありません。気持ちが大事であります。

我々は、中小企業の躍進についてはまさに党派を超えてこれに御協力をいただき、それぞれの地域が躍進していくためには中小企業に奮起していただく、そういう状況をつくっていくことが経済産業省の大きな責務であるというふうに考えております次第であります。

○佐々木(隆)委員 積極的な御答弁をいただきました、ありがとうございます。

時間が来ましたので、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○石田委員長 次に、北神圭朗君。

○北神委員 民主党の北神圭朗でございます。引き続きまして、中小企業等協同組合法等の改正法案について御質問したいと思います。まず冒頭に、今回の法案は、制度の部分と運用の部分とありますが、先ほど我が党の佐々

木さんも言われたように、協同組合というのは、御存じのように非常に多岐にわたる、非常に大きいところもありますし、小さいところもある。制度上は、千人以上の組合員を抱える部分と千人未満というふうな区分に分けてありますので、その部分も評価をしたいと思えますし、また、運用の部分でも、特に小さいところは柔軟に対応していただきたいということを冒頭申し上げまして、きょうは、制度の方についていろいろお尋ねしたいと思えます。

基本的に、協同組合といえども、今回の法案は共済事業についての規制を強化するという趣旨だというふうに思います。普通に考えれば、保険会社であろうとどこであろうと、同じような保険商品を扱うところだったら同じような規制が求められるというのが基本だと思えます。先ほど長官からも御答弁があったように、事業協同組合の方は、自治のガバナンスの部分とかあるいは相互扶助の部分とか、そういったところを考えたといけないう、小規模の部分もある、扱っている商品も基本的には短期の部分とか損保系の商品が多いというところで、そこでいろいろ規制を柔軟に対応していかなければならないということでございますが、きょうは、いわゆる事前規制の部分についてもお尋ねしたいと思えますし、あと、監督検査の体制が法案で制度上はきちつと整理されていても実際の現場はどうなっているのかということ、最後にセーフティネットの部分についてお聞きしたいというふうに思います。

まず、事前規制の部分で、兼業の禁止の規定がございいます。これは、通常、保険を扱うときは、ほかのリスクの非常に高いような事業をしているとリスクが遮断されないと、あるいは、一番大事なのは倒産リスクですね。倒産したときに、契約者が自分の持ち分をとられてしまう、全然違う事業の破綻によってリスクが契約者の方に来てしまうというところだと思えますが、今回は原則禁止をしているというところでございます。ただし、行政庁が承認をすればほかの事業も可能となる。

これについて、ガイドラインみたいなものがあるのかどうか、そして、その中身についてどのようなものになるのかというものを、まずお尋ねしたいというふうに思います。

○西野副大臣 委員の御指摘になりましたのは、兼業を原則として禁止をしておる趣旨だろうというふうな思いですが、これは、他の事業のリスクを遮断することによって、当該の共済事業がむしろ健全性を保って、あわせて組合員の保護を図ろう、こういうところにあるというふうに思っております。ところでございいます。したがって、共済事業の健全運営ということに対して影響を及ぼさない事業でありますならば、この趣旨に決して反するものではないというふうに思っております。

例えば、ガソリンスタンドがあるといえますれば、ガソリンを給油に来たと。あわせて、タオルでウインドーの前のごみをふき取ると。例えばそのタオルについての共同購入等々、仮に行つたといえれば、これは実はスタンド業と本来違う事業がタオル業であるわけでございますから、これらは、しかしながら、関連をいたすわけでございまして、こういう場合は、そういう意味ではむしろ兼業を閉ざしてしまうことによつて組合員のいわば便益を損なうような可能性が出てくる、このように思われるものについてはこれを例外とした、このように思っております。

したがって、行政官庁がその当該をいたします事業に対して、その組合の業務が健全に、かつ適正な運営を決定して妨げるものでない、そう認められる場合におきましては、これは兼業の承認を法律上明確に規定をして厳正な審査をしておる。言いかえれば、平たく言えば、限定されまして事業についてはこれを認めておる、こういうこととでございます。

(委員長退席、榎屋委員長代理着席)

○北神委員 基本的にはガイドラインみたいなものをつくられるわけですね、恐らく。それはないんでしょうか。そのガイドライン等、その中

に、今言われたように、健全性を損なわないような事業だけを限定的に認めると。そういった部分について、簡単に言えば、リスクのない事業は認めるといふことだというふうに思います。

こういうふうな申しますのも、少額短期保険業者という、基本的に今回の組合の共済事業と同列に論ずるべき少額というのがありますが、そこにおいては附帯業務しか認めていない。今回の協同組合は、もちろんそもそもの趣旨がいろいろな中小企業者が集まっておりますから、そこまで限定できないというところでございまして、その承認の段階で、やはりリスクのないものについてのみ認め、そういう方針なりガイドラインなりが必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○西野副大臣 申し上げますとおり、リスクを遮断するものでないという観点から、ガイドライン等につましてはそれを示していきたいというふうに思っております。

○北神委員 では、ガイドラインというものはきちつとつくるといふことでですね。

もう一つは、それは原則禁止ということですが、今回の法案を見ますと、その施行後も五年間は猶予期間があるということとして、これも現実的に実際にいろいろな兼業をしている組合が現実にある。そういった中で、なかなかすぐには移行できないという事情があるというふうに思うんですが、ただ、五年間というのはまあまあ長い期間でして、その間にそういったリスクが飛び火するような事態というものもあるというふうに思うんですね。ですから、五年間というのはちょっとと長過ぎるんじゃないか、その辺何とか短縮できないかということをお聞きしたいのですが、よろしくお願ひします。

○古賀政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘いただきましたとおり、もし非常にリスクの高い事業を長期間にわたつて兼業を続けているというようなことがあれば心配な事態も出てくる、そういう御懸念というの也非常に理解ので

きるところでございます。

ただ、一方で、今まで何の問題もなく、健全に二つの事業をやっておった。共済の事業は結構大きなものになるので、今回の改正によって兼業が禁止されてしまう場合どういうふうに対応するかというところを現実的に考えてみますと、では、もう本業に近いような大きな事業をやめてしまえということをやわなくちゃいけないか、あるいは、もう一つ新しく立派な組合をつくって下さい、こういういずれかになるわけでございませう。それは、リスクのあるものであれば、私どもとしては、これは健全な経営を確保するという観点からやむを得ないだろうというふうに思っております。そういう意味では、そういう組合にとつては厳しい措置になるかと思ひます。

その場合に、そうした組織を大幅に変更するというようなことにおいて、例えば新しい組合をつくるということになれば、またそのための資本金、出資金を集めると、これは組合員にまた新しい負担を課するというようなこと、対応が必要になるものですから、これを一年、二年ですぐやってくださいというのは、今まさに問題が起きているということであれば確かにそれはもう早くやらなくちゃいけない、こういうことになるかとは思ひます。すけれども、今まで共済で問題が起きたのは一件だけでございまして、では現に今続々とそういうものが出てくるかという、そういう状況でもないという中では、五年程度の間に、もちろんその間も万一財務状況が少し悪くなつていくようなことが見受けられれば、これはいろいろ監督の手段というのはございまして、そういうことも使いながら、五年という長い期間を設けたことによつて何か不測の事態が起ることというようなことはないように十分気をつけながらやらせていただきたいということで、この五年というのはぎりぎり必要な期間かなというふうに考えております。

○北神委員 大体その事情というのはよくわかりましたが、その間に、そういうある程度リスクの

ある事業を兼業しているところについて特に注視をして、何かあつたら対応していただくということとだというふうに思ひます。

では次に、募集の問題について移りたいと思ひます。

いろいろこの共済に関係する事件が多発している中で、苦情件数もどんどんふえている。その大半がやはり募集をめぐる説明がきちつとなされてないというところが大きな原因だというふうに向つておりますが、今回の法案で重要事項の説明義務というものが入ることになります。ただ、この保険というのは、御存じのように、極めて複雑な専門的な分野であります。保険会社とか、さつき申し上げた少額短期保険業者、こういったところが募集をするのと、組合で、中小企業者というのは一般の消費者よりは知識は高いというふうに思ふんですが、こういった方が当然募集をするということになると思ひます。これについて、保険会社だつたらいろいろな資格試験とか、そういった一定の資格要件みたいなものがあると思ふんですが、今回、そういうもの、組合について募集人の資格というものをどのように考えているのか、その点について伺いたいと思ひます。

○古賀政府参考人 お答え申し上げます。

今、募集人の質を上げていく必要がある、教育をしつかりやらなくちゃいかぬという御指摘でございまして、これは本当におつしやるとおりだと思ひます。

共済事業の内容が年々多様化し、あるいは複雑化していく傾向があるということとございまして、そういうことを踏まえれば、当然そういうことをよく考えていかなければいけないということとだろつと思ひます。今回、代理店制度なども設けまして、それとともにかんりの行為規制をきつちりする、今までほとんどなかったというものを入れさせていただくということ、重要事項もしつかり説明しなさいというようなことをかなり具体的に規制をしていきたいというふうに考えております。

そうした規制を課するということは当然その実効性を担保しなければいけないということ、これは単に規制で取り締まりますよと言つていけば済むというものではございませんで、おつしやるとおり、共済募集人の質を上げるために、教育というものをいかに適切に行つていくかということが重要になつてくるわけでございませう。

それで、複雑というふうには御指摘ございましたけれども、幸いにして、今共済組合が行つてい事業というのは大部分が短期の掛け捨てといううなものが中心でございまして、ほかの保険会社ややつているものに比べれば比較的簡易なものが中心になつておりますので、そういう状況も踏まえて、早目にそういう教育というのを進めていかなくちゃいけないということとございませう。それを行つていくときに、組合の連合会といううな組織もございませうし、それから中小企業団体中央会といううな、組合の全体を指導、教育なんかもやつている中央的な組織もございませうので、こういったところでぜひ積極的にやつていただきたい。

そのために、行政側としても、その中央会とかあるいは連合会、そういったところと十分連携をしなげら、そういうところを通じて、各組合が募集人に対してどうやつて教育をしていくのか、質を上げていくのかということをしつかり取り組んでもらうようにということと努力してまいりたいというふうな考えております。

○北神委員 ある程度行政から教育をして、その中央会とか連合会とかを通じてどんどん下におろしていくということだと思ひますが、中央会というのはちよつとわからないんですが、連合会というのとは比較的大きい共済事業をやつているところが多いと思ふんですが、小さいところにも行き届くのかどうか。

そして、行政側が指導するということですが、これは経済産業省が主になつてやるのか。というのは、募集で多分重要なのは、いかに自分たちの共済が健全かということとを説明しないといけな

い。後ほどまた質問させてもらひますけれども、保険でしたらソルベンシーマージン比率とか、非常に複雑怪奇な指標が用いられる。皆さん優秀だと思ひますが、これは専門家で、例えば金融庁の保険に実際に携つた人とかそういう人たちがやはり動員されないと、こういうことをなかなかちゃんと説明がなされないんじゃないか。

そういったところがやはりきちんと確保されなければ、募集人が幾らその教育を受けてもしつかり一般消費者とかあるいは組合員に説明義務を果たせないということだというふうに思ふんですが、その点についていかがでしょうか。

○古賀政府参考人 御指摘のとおり、連合会というものに所屬している共済をやつている組合というの、比較的大きなところが中心かと思ひます。

小さなところで、連合会に入つていないようなところにつきましては、中央会というののももちろん全国組織もございませうけれども、各県ごとに県の中央会というものもございませうので、そういうところを通じてその教育あるいはいろいろな法令の知識についての周知というものを図るということもございませうし、それから都道府県に対して、そういうことをしつかり指導してくださいということは、これはこの募集人の教育だけではございませうけれども、そういうことについてしつかりと連携しながら、十分にそういう実が上がるように努力をしていきたいというふうに考えております。

○北神委員 後半の、専門知識というものは、やはり金融庁とかそういうある程度専門的な知識を持つた人たちがやるべきだというふうな思ふんですが、その点についていかがでしょうか。

○古賀政府参考人 おつしやるとおり、この法律を、そもそも改正案をつくるときにも金融庁の方とは十分に相談をさせていただいておりまして、いろいろな知見もいただながらやつておりますし、従来から、運用についてもいろいろ御指導いただいたり、いろいろ情報交換をさせていただく

というようにすることもやらせていただいております。

今回、こういう本格的な規制体系を導入するというところでございますし、それから保険業法の方も改正されたばかりということで、金融庁の方でもいろいろ取り組みもさらに深めておられますので、そういったことについて、私どもとしても、ぜひ金融庁が今まで培ってきたノウハウがあるいは教育についてのそういった手法とか、そういうものを十分教えていただくという姿勢でしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

〔榊屋委員長代理退席、委員長着席〕

○北神委員 ぜひそこはお願いしたいというふうに思います。私も、ぎりぎり規制をどんどん強化すべきだとか、そういうふうに関心する方もおられると思いますが、

次の質問なんです、一つ懸念をしているのは、組合員だけだと、相互扶助だけの世界だったからまだそんなにぎりぎり言わなくていいというふうにいるんですが、実際に今回の法案を見ていると、員外利用、つまり、その組合員以外の方にも募集をかけて共済に入ってもらおうことができるというふうになっているんですね。これは二〇%まで認められている。多分、組合員の二〇%ということだと思えます。

それで、要は、これは相互扶助の理念からやや逸脱する部分もありますし、そのリスクが外に波及する、一般消費者にも波及する。そういったことについて、私は、これは多分、もともとその組合のほかの事業について員外利用というものが二〇%決められていた、これが共済に自動的に適用されてそのままずっと続いているという経緯だというふうにいるんですが、やはり共済というのは、まさにこの法案の趣旨が物語っているようにリスクの高いものだ、したがって、ほかの事業とはやや話が違っていて、私は、基本的に員外利用というものは、すぐにかどうかはわかりませんが、徐々に減らしていかなければいけないというふう

うに思うし、最後は禁止もしていいんじゃないかというふうにいるんですが、その点についていかがでしょうか。

○西野副大臣 組合員のこの利用に支障を来すというふうなことになると思います。これは大変でございますので、そうでない限りにおいてはおおむね二〇%ぐらいまで、他の組合、現に農業協同組合等々もそうだろうというふうに思います。

ただ、委員がお示しの、これは他の事業と違つて共済事業であるという今御指摘でございますし、そこには経済的な裏づけも関係することだけに、そのあたりは非常に厳密に志さなければならぬというふうにも思うわけでございます。

したがって、注視しなきゃなりませんけれども、今日までは、他の事業でこの二〇%の員外利用ということで特段弊害が起ったという例は余り聞いておらないところでございますので、今後注視して見守っていただきたいというふうに思いますが、あくまでも組合でございますので、相互扶助というこの基本理念、そういう精神を逸脱することのないような事業展開というものに、しっかりと確保ができるように努めていくべきだというふうには思っております。

○北神委員 そもそも、員外利用を認める意義というのは何なんですかね、この共済について。何かメリットがあつて、それがそのデメリットを上回るんだつたらそれを認めるというのにはわかるんですが、特に共済についてですね、それについて伺いたいと思います。

○古賀政府参考人 お答え申し上げます。

やっております事業が保険というところでございまして、そういう事業が、なるべく、できれば規模は大きい方がむしろ安定という意味では、大数の法則というふうなことも言われますけれども、小さくやっているとむしろリスクが大きい、大きくやった方がリスクは下がるという面がございまして、

もともと共済、共済というか組合でいろいろな員外利用を認めたというのは、多くの場合は、例

えば、家族従業員あるいは親類とか、それから取引先がかなり多いような場合に、その取引先の社長さんが、そういういいのがあるんだつたら入れてくれよというふうなところから始まってきたというふうな考えであります。

では、それが二割も要るのかということにももちろんなりますけれども、二割程度であれば、それがほとんど拡大して、相互扶助の精神を失つた何か違った営利目的だけの組織になつてしまふのかという、そういうことでもない。

それから、共済についていえば、数がふえることはむしろ安定にはつながりますし、それから、この数が、員外利用がふえたから何か問題が起きたというふうな事例はもちろん一つもございませ

ん。それから、何か共済事業をやっている組合がすぐたくさん危ないのがあるというイメージが、一つ破綻しますとどうしても出てくるわけですが、けれども、必ずしもそういうことではなくて、かなり多くのところはむしろ健全にやっていたというふうなところでございまして、そういうところ

にしっかりと規制をかけて財務基盤を安定させる。そのときに、他の事業と同様に、二〇%程度員外利用を認めて規模を拡大することによって、合理化とかあるいは保険そのものとしての安定性というものは、むしろ合理的ではないかなというふうには考えているところでございます。

先生が御指摘になりました、全然知らない人を無制限に、一般消費者にうまいことを言つてどんどんふやしていくんじゃないかというふうなそういうイメージでとらえると、これはもうどんどん縮めた方がいい、こういう感じになつてくるわけ

ですけれども、そこはむしろ、健全な経営と、それから先ほど御指摘のありました、募集人が変なことを言つてだまして契約をとるといふようなことがないようにつつかりした教育、こういうことをしっかりとやっていくという前提でそういうものを認めていっていいんじゃないかなというふう

考えております。

○北神委員 保険の安定性、要するに、数がふえればふえるほど安定する、大数の法則ということですね。それも、本当は生命保険とか長期契約の部分についてはそういうことが言えると思うんですが、さつきおっしゃったように、協同組合というのは基本的には短期の損保的な商品が多い。そういった中で、普通そういうのは、大数の法則というよりは再保険とか再々保険で基本的にリスクを守っていくことだということに思ひますので、二〇%員外利用で資産運用が安定するとはちよつと思えないんですが、事情は、多分、

今までほかの事業について二〇%と決めていたから、今回、共済事業について自動的にそうなったということであると思ひます。それで、今言われたように、一般の消費者にどんどんふやしていくようなことさえ起きなければいいというふうにいる、私もそのとおりだと思ひます。現状問題がなくて、これからどんどんふやしていく、拡大していくようなことがなければ別に問題ないのかもしれないですね。

この法案で、もう一つ懸念しているのは、共済の募集について共済代理店というものを設けている。この共済代理店というのは、組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理あるいはその媒介をするということなんです。これは、平たく言えば、借金とか信託とか金融機関が恐らくその窓口になつて協同組合の共済を募集する。こういうものを設けていること自体、あれ、どんどんふやしていくつもりなのかなというふうには思わざるを得ないんですね、だからお聞きしているんですね。

だから、そんなものを何で設けるのかな。限りなく、相互扶助の精神からやらずれてしまつて、営利目的の方に移っていくような印象さえ受けるんですよ。それは、そもそも協同組合の設立の趣旨から、精神から反することではないかというふうにいるんですが、いかがでしょうか。

○古賀政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、今回の改正の中には、金融機関による共済商品の募集を可能にするような措置というものが含まれております。ただ、もちろん、この場合であっても二〇%というのは引き続きかかっているという前提ですから、何かそれによつて今までの枠が外れて拡大することになるわけではございません。

それと、例えば、銀行の窓口で、一二〇%もう枠がいっぱいになつてしまつていて組合があつて、それでそれよりもっと拡大したい。そのときに、組合員を獲得することを銀行に頼んで、例えば融資先だから組合員になつてくれるんじゃないかと、いうようなことで組合員を獲得する、一緒にやつてもらふというふうなことになる、今まさに御指摘いただいたように、何か、相互扶助ということじゃなくて、全然関係ない人をどんどんかき集めてくるんだ、こういうことになつてしまふものですか、そのところは、当然、もちろんそういうことをやりたいというところもあるわけですが、けれども、あくまでも二〇%の枠があいていれば銀行でやつてもらつてもいいですよ。ただ、枠がいっぱいになつてしまふのに、組合員になるところまで銀行にやつてもらいます、これはやめてくださいということになつております。

ですから、組合員勧誘まで含めて銀行がやるというふうなことはやらせないという形になつておりますので、今までの枠が何か変わるということではないというふうなことを考へております。

○北神委員 なかなか納得しにくい部分がありますが、私の提言とさせていた。だいたいと思うんですが、やはり、共済代理店制度というのはいま相互扶助の精神から反するし、実際に何も問題が起きなければいいんじゃないかという話もあるかもしれないが、基本的に、共済事業というのは組合員の相互扶助として自治ガバナンスのもとでやるということだと思つていて、後ほどまた質問させてもらいますが、そういったものにやはりどんな限定していくべきかというふうには思ひますので、ぜひ、共済代理店制度とあるいは

二〇%ルールも含めて、今後検討していただきたいというふうに思ひます。

次に、もう一つの規制である最低出資金の話に移りたいと思ひます。

これも、健全性を図るために今度は最低一千万円以上ということになつておりますが、これは少ないといへば少ないというふうに思ふんですね、保険金額で一千万円を超える商品もあると思ひますので。その点について十分と言へるのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○西野副大臣 最低出資総額の件だと思ひますが、これは、この法律が制定された当初は、昭和三十一年当初のようございまして、この当時はスタートは二百万であつたわけですが、その後、物価指数の上昇に伴つて、出資率につきましても出資総額についてもそれにスライドをいたしておるところでございまして、昭和三十一年から今日まで総額にしましたらおおよそ五・七倍ぐらいだということになりますと、単純に掛けまして今お示しの一千万、こういうことに相なつておるわけでございます。

しかも、これはまた他の例でございしますが、保険業法におきまして、少額短期保険業者の最低資本金額もございまして、これなんかもちょうど一千万でございまして、それとこれと同じだということではあります、他の類似したものと比較をした中で、現実的なものではないのかな、妥当的なものではないのかな、このように思つておる次第でございます。

○北神委員 少額短期保険業者も確かに最低出資金が一千万円以上だということですが、これもさっきの話とかかわつてくるんですが、これは協同組合で相互扶助の精神でやるということなんですが、少額短期保険業者の方は、最低出資金は確かに一千万円、でも一方で、給付金の限度額とか決められているわけですね。死亡金については三百万、ほかのものについては一千万円、給付金の方は限度が決められているんです。それで、例えば期間も一年のものしか認められない。

いろいろなそういう規制がある中で最低出資金は一千万円で大丈夫だろうという判断だと思ふんですが、今回の協同組合の方は、むしろそういう方向で限定すべきだと私は思ふんですが、これは青天井なんです、給付金額も。つまり、幾らでも設定できる、短期、長期というのも自由に選択することが出来る。長期は、それでも二割ぐらい現状あるわけですから、そんな少ないとは言へないというふうに思ひます。

ですから、そういったことを考へて、特に少短との比較において本当にこの一千万円で大丈夫なのかという懸念があるんですが、いかがでしょうか。

○古賀政府参考人 今御指摘いただきましたとおり、確かに、少額短期保険業者の場合に給付金の限度額があるとかそういう違いがあるということでは事実でございまして。

ただ、これは、今これから一千万円に上げていただくということ、かなり大変な負担をしていただくことになるところもある。もう既にちろん一千万というところもあるわけですが、そういうような現状ということも考えますと、先ほどの御指摘の中には、むしろ逆に今度の規制でせつかくやつている保険事業が続けられなくなるんじゃないかという、そんなことはよく行き過ぎじゃないかというような御指摘もいただいておりますし、そうした御意見というのはこれまでの私どもの議論の中でもいろいろいただいているところでございます。

そういう中で、もちろん最低出資金というのがそれだけで健全性の確保のメルクマールになるということではなく、これはあくまでも一つの手段でございまして、特に事業を始めるときに、ある程度の規模のことをやるのに、その出資金、全然ゼロでやるというの、ゼロと言つたらおかしいですが、非常に少ないというの、その程度は必要かと思つておりますけれども、その程度は必要かと思つておりますけれども、この最低出資総額の規制のほかに、特に大きなものについては、先ほど

来お話に出ておりますような財務の健全性の基準とかそういったことによつて、全体としての財務の健全性を担保していくという考え方になつておりますので、そういう意味では、いろいろな現実的な問題をどうやってクリアしていくかということと、それからそれ以外のいろいろな規制をしつかりやつていくということをおあわせて考えれば、この一千万円というところが現実的に最も妥当なところかなというふうに考へております。

○北神委員 いろいろ苦しい事情があるというふうにも思ひます。でも、その規制を私は評価はしているんですよ。これは、今までゼロだったところを、こういう規制を設けてたくさんある協同組合をまとめてこういうことをするのは大変なこと、大臣初め皆さんも大変な御苦労があつたというふうにも思ひますが、そこはもう今後の課題ということで私は申し上げているつもりです。

もう時間がないので、一番大事なことは、こういった規制を、いろいろなちよつと緩い部分とか穴があいていいる部分とかある。それは現実の今の協同組合を見るときには、そういう考えに立つた上で、実際に監督検査を、これはほとんど都道府県が所管行政庁になるといふふうに思ふんですが、本当にこれをできるのか。

これは大臣もぜひ聞いていただきたいんですが、きのうレクの際に、今の都道府県の検査監督の体制は何人ぐらいいるのかとお聞きしたところ、わからないと。わからないのに、これはかなり厳しい、大変な規制だと思ふんですよ。これは監督、そして随時検査をすることも可能だという規定も入つていますが、そんな体制がどこにあるのかと。あるのかもしれない。でも、それを把握していないということは、やはり極めて問題だといふふうに思ひます。これは施行が来年度からまた一年ありますけれども、その点についてどういふふうにお考えかというのをぜひお聞きしたいというふうに思ひます。

○二階国務大臣 お尋ねのように、都道府県を単位とする組合の多くは各都道府県の所管となつて

おるわけでありますが、都道府県が所管する組合が破綻し県民の皆さんに大変大きな迷惑を及ぼした事例というものもあるわけでありまして、これは議員の御指摘のとおりだと思っております。都道府県における監督体制の整備は重要であり、各都道府県に對ししても、認識を共有していただくべく各県の知事等との間の連携も十分とつてまいりたいと思っております。

経済産業省といたしまして、法の円滑な施行に向けて、監督実務のマニュアルをきちつと作成して、各都道府県の担当部局を支援する。そして、必要に応じて、人員の体制、また金融庁と我が省との間の人事交流等も十分考えております。人事交流も事務的に進めておるようでありまして、はかどらないようであれば、私から直接大臣に申し上げて、直ちにそういう体制をとりたいと思っております。

質問に伺った者が何と答えたかわかりませんが、私が責任を持って対応いたします。

○北神委員 ありがとうございます。

本当に私は、これはいい方向で動いていると思っております。現場の体制というものは、受け皿というものがきちつとなされなければならぬ、大臣のリーダーシップでぜひそこをお願いしたいというふうに思います。

最近、いろいろな法律が目まぐるしくどんどん改正されて、受け皿を全然整えないうちに法律ばかりがどんどん変わっていく。これは、今回のこれだけに限らずそういった傾向がありますが、そこがないうと結局絵にかいたもちになりますので、ぜひその体制についてしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

そして、人事交流のところも、金融庁の検査のノウハウとか、共管にするとかまでは言いませんが、やはりそこをぜひ活用していただきたい。そういうことをしなければ、せっかくこういう規制を設けているのになかなか実行に移せないという問題があるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

セーフティーネットの問題で、保険会社は保険契約者保護機構という、銀行でいえば預金保険機構というところに、みんな負担金とか払って、もし会社が破綻したときに契約者が損をしないように、ちゃんと保護するように積み立てをするという仕組みがあります。

少額短期保険業者の方は供託金を積み、供託金を積んで破綻した場合にちゃんと契約者を守るということになっているわけですが、今回、協同組合についてはそういったセーフティーネットがない。そのかわり、何か問題が生じて財務状況が悪化すれば給付を削減することができ、保険金をですね。あるいは追徴、組合員からさらに、ちよつと今お金が足りないからもうとらうぞということができる。これをもってセーフティーネットのかわりにするということなんです。

が、これは私はセーフティーネットの趣旨から全然ずれていると思うんです。これは単なる破綻防止をするための措置であつて、要するに、財務状況が悪くなつて、保険金を減らすぞと。それで財務状況を改善するとか、組合員から追徴してお金をどんどん取り立てていく。それで破綻を防ぐという意味では有効かもしれませんが、これは結局、契約者にとつて、どんどん損をするわけですよ。だから、これはセーフティーネットじゃないか。

そういった意味で、むしろちゃんとしたセーフティーネット、供託金制度みたいなものを設けるべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○片山大臣政務官 委員御指摘のとおり、今回のこの法改正につきましては、共済事業を行いますすべての組合に對して共済の掛金の追徴があり得べしよということ、共済金の削減があり得べしよというようなことに関する事項を定款に書いてくれということと法律で義務づけておるわけでございますが、今までは、実態として、仮にお金がいなくなつたら、これはやらざるを得なかつたわけですね、ほかに何もないから、それを今回法律

律にしたわけでございます。

組合員の制度という趣旨、今回もこれはずっと議論しているわけですが、組合員が痛みを分かち合ひながら共済事業を継続させるという相互扶助においた精神に基づく一連の制度なんだということを考えますと、やはりこういったことがあり得べしよということと定款に書いておけば、逆に、身の丈に合つたような加入者になり、身の丈に合つたような組合になっていくということがあつたわけでございます。

供託金というのは、もちろん保険業法の改正で導入されたもので、単に一千万円以上外積みというところでございますので、これは現実、厳密に他業種のようなセーフティーネットの算定ができているということではないわけですよ、それはもう委員はお詳しいから御存じでございますが。

だから、額が大き過ぎるようなものを積みさせることにすると、組合が相互扶助の小さい制度であることを考えると、圧迫してしまうし、また、これが少な過ぎると実効性がないということ、なかなかその辺がもう認めがたいようなもので、ですから今回、実効性を確保するのが難しいので導入を見送つたということとございまして、全く考えていなかったということはないんですが、組合が相互扶助の制度ということであれば、こういったことを定款に記載することを義務づけることによって、おのずと身の丈、健全経営の方になつていくという形で維持をしまいたいということ、導入後はこの趣旨を十分に理解していただけるように適切に指導してまいりたいと考えております。

○北神委員 なかなか現実的に難しいということだというふうに思いますが、これもあわせて、先ほど申し上げていることと同じように、今後の検討課題としていただきたいというふうに思います。最後の質問になりますが、協同組合について、共済事業の中で基本的にどんな商品を扱つてもいい、例えば共済計理人を置くのも、長期契約とか

配当をするような商品を扱うときには必ずつけないといけないとか、そこら辺は非常に自由になっている。

私は、一番冒頭に申し上げたように、やはりこの協同組合の、先ほどほとんど皆さんから話があるような相互扶助の精神に基づくのであれば、基本的に、自動車保険とかあるいは火災保険とか、そういう自分たち中小企業者の業務にかかわるような、言つてみれば損害補償的なそういったものに限定すべきではないかと。先ほど言つた少額短期保険業者の話もそうですが、一年のものに限つて保険金の給付の金額も限定していくべきではないかというふうに思います。これが多分、いろいろな規制がありますけれども、そこさえ確保すれば、そんなに問題はない。そして、それこそ協同組合にふさわしい共済事業だというふうに思うんですが、これも、中期的な課題として、その方向に持っていくべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○片山大臣政務官 確かに、委員御指摘のようなお考えというのは当然あり得ると思ひます。

現時点で長期にわたつて共済掛金を積み立てるような共済商品を取り扱っている組合は、今のところほとんどないという状態ではあるんですが、今確実に、現実に禁止しているわけではないわけですが、現実に規模を見てみると、ほとんど難しいかなという気もいたします。他方、相互扶助の精神で、協同ということですから、ここに厳密な業法規制、何とか業法のような行政規制を持つてくるのも、これはなかなか難しいんですかね。

ですから、今回はそのようになつていくわけでございますが、健全な運営を確保するという目的は、今回の法改正の目的でございますので、当然、組合がこういう契約期間が長期のものを扱う場合には、共済計理人、アクチュアリーのような者の関与を義務づけるとか、いろいろなことをすることによつて全体の健全性が図られるようにやつてまいりますし、中長期的には委員御指摘のようなことも当然考えていくことだと思ひます。

ます。

○北神委員 ありがとうございます。

基本的に、今回の改正というのは非常に大きく前進したものだと思いますが、そういった穴とか、協同組合の精神にふさわしいような共済事業にこれからしていくべきだということを再度要請いたします、質問いたします。

ありがとうございます。

○石田委員長 次に、平将明君。

○平委員 自由民主党の平将明でございます。

今日は、質問のお時間をいただきまして、ありがとうございます。

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案に関して質問いたします。

昨今、スケート連盟で役員の暴走が報道されるなど、いろいろなところで、ガバナンスの機能が発揮をされていない、機能していない、役員の暴走があるということでもあります。今回、組合法の改正ではございますが、決してこれは組合に限ったことではありませんで、大企業、大銀行、ベンチャー企業、ありとあらゆるところでこのようなガバナンスの機能が問題になって、まさに社会全体の抱える問題であると思いますし、ルールの強化のみならず、当事者の認識や意識改革といったところが必要になってくるものと考えています。

今回の中小企業組合法の改正に関しては、特に中小企業組合は、中小企業が互いに助け合いながら協同して事業を行うための組織ということで、この法律は昭和二十四年以来改正がされていないということでもございますが、長い歴史を有する組織でもあり、また、中小企業を組織化することによって競争力を強化してきたり、その大きな役割を果たしてきたものと考えています。

今回の改正は、一つは、自治運営が円滑に機能するように組合運営全般の規律を強化するということ、もう一つは、いろいろな質問に出ましたけれども、共済事業の健全性を確保するための措置を導入するというものであり、今回の改正のメ

ニューを見ても、まさに、今までやってこなかった、ちよつと遅きに失した感があるかなというようなメニューばかりでありまして、早急に実現すべきものという考え方を持っております。そんな中で質問をさせていただきたいと思ひます。

まずは、今回、法の改正をして規制強化、ガバナンス強化していくわけですが、現実として、昭和二十四年以来ずっと今の既存の法律でやってきたわけでありまして、今回法を改正することによって監査やガバナンスを強化してみた結果、実際に、財務内容であったりその組織であったり、そういうものが十分に今後存続、持続可能なものではない、そういうようなことが露見してくることも想定をされてくると私は思ひます。

これは共済の事業のみならず、一般の中小企業組合の運営に関してもそうだと思いますが、一昔前は、中小企業組合の理事長というのは非常にステータスもあつて偉い方で、そんな中で、経済が成長し、また業界も成長する中で、多少の失敗、下手を打つても破綻をせずに済んできたわけでありまして、そして、そういうような相互扶助という土壌もあつて、なかなか相互のチェックが働いてこなかった。

実際、きつちりとルールどおりやっていくと、かなりの中小企業の組合において、これは共済のみならず、中小企業組合全体の運営に関してもそうでありまして、そのような持続可能性が危惧をされるようなものが出てくるというふうに想定をされますが、そのときにはどのような対応をされるおつもりなのかをまずお伺いしたいと思ひます。中小企業庁長官、お願いをしたいと思ひます。

○望月政府参考人 一般の法改正につきましては、先生御指摘のとおり、近年、規模が大きい異業種の組合や事業の多様化、高度化に伴つて組合員の自治運営が機能しにくくなつていて、これに伴つて一部で破綻する組合が現実に出てきているということなどに対応して行つたものでござい

具体的には、自治運営を円滑化させるための措置として、大規模組合に対する員外監事の設置の義務づけや少数組合員による会計帳簿の閲覧請求権を認めるなどの措置を導入するとか、あるいは、共済事業の健全性を確保するために、将来の共済金の支払いに充てるための準備金の積み立て義務、業務・財務に関する書類の公表などを措置するものでございます。

こうした措置を講ずることによりまして各組合における問題点が露見する可能性があるということも正直認識しているところでございます。さはさりながら、そういうことをやることによって、今回の措置が、組合制度の信頼性を向上し、今後さらなる発展を遂げるための基盤となるものでございまして、昭和二十四年以来、抜本的にそういったところについての手が加えられていなかったということについては、どこかで必ずやらなければいけないことだというふうに思っているわけでございます。

したがって、私も、各組合において今回の法改正の趣旨を十分に御理解いただきながら、前向きに対応していただけるような形で施行に向けての積極的な周知活動の実施など、各省庁、都道府県などとも緊密に連携をとりながらきめ細かく対応してまいりたいと思ひます。

それから、これまで、この法律の立案過程におきまして、関係組合あるいは団体とは十二分に意見交換をしてきたわけでございます。逆に言うところ、そういう意見交換をする過程において、こういったことがやはり本当に問題なんだ、したがって、対応はしなければいけない見通しがあるんだ、という問題をそれぞれ抱えている場合があるんだというこのまま警鐘を打つことになつたわけでございますし、彼ら自身の中でも、とりあえずできることは、恐らく認識を持たれた方におかれましては手をつけ始めているのではないかと思ひます。

国会におけるこういう議論が行われることも、この組合制度の健全な発展というためには大変い

いきつかけになるのではないかとことを思つておりますので、その弊害のことについて私どもは目を背けるわけではございませんけれども、まづもつてその原点に立ち返つて、組合制度をちゃんと、維持発展して、健全なものとして育てていつて、中小企業政策の中では大事なツールであるという認識に立つた上でこういう御議論をしていただくということが、万般の弊害を乗り越える上でも意義あることではないかと思ひているわけでございます。

○平委員 法律の趣旨で、これからその機能強化をしていく、信頼性を高めていくというところは全く異論がないわけでありまして、今現時点において、そういう強化をしたときに、これを實際調べてみたら簿外債務を含めてとんでもないことになっている、そういうことが出てくる可能性があるのではないかと指摘であります。

一昔前に、銀行は不良債権の処理の山場を越えたというのが毎年のように報道され、結果、あつていたらくであります。そして本当に大変な金融危機を迎えたわけでありまして、それほど重大性はないにせよ、今まで昭和二十四年の法律ですつとやってきたわけですよ。それで、これからしつかりやりましょうね。これも異論はありません。

しかしながら、現時点で、これはとんでもないことになっているという組合は多いと私は思ひます。それは認識の違いかもしれませんが、結構あると私は思ひます。

そこで、いわゆる社会問題になる前に、そういうのが出てきたときに、その業界に不安が走つたり社会問題にならないように事前に破綻スキームというものを、こちらが万全の準備をしておく必要があるのではないかとございまして。

○望月政府参考人 どんな恐ろしいことになるかというのを仮定してお答え申し上げますけれども、基本的には、先ほど来御議論いただいておりますように、相互扶助の組合の自治の問題というのが基本だろうと思ひま

す。その中で都道府県が、あるいは私どもが直接に監督をして規制してきた、その規制の適正性について、その都度問い直すことがあるかと思ひます。

現実には幾つかこれまで起こった破綻事例などを見ますと、やはり早く手をつけなければよかつたといふことの方がむしろ多かつたわけでございますので、そんなに軒並み起こるとは私は思ひませんけれども、仮に個別の組合の破綻、小さい組合であつたとしてもその組合員の方々にとつてみれば重大な問題であるといふことであるわけでございますから、そのときは、やはり監督当局それから組合の幹部、あるいは組合員全体が真摯に、被害を最小限にするために対策を早目に打つといふこと、それから、相互扶助の観点から、その責任を共有するといふようなことも含めて対応していくことが大事ではないかと思ひております。

○平委員 私、中小企業をやつておりましたし、組合の実態もいろいろ見ておりますけれども、長官のはかり知れないディープな人間関係といふものがあるわけですよ。それはまた今度お話をしたいと思ひます。

続きまして質問をさせていただきますが、今回、昭和二十四年以来の中小企業組合に関する法令の改正といふことでございますので、なかなか中小企業の組合について議論する場がないと思ひますので、あえて質問、また意見を言わせていただきますと思ひます。

今回の見直しでは、組合の金融事業、主に共済事業がクローズアップをされていくわけでありまして、本来、組合の金融事業といへば、商工中金からの転貸し融資が中心であつたと思ひます。商工中金の民営化が今大変な議論になつていくわけでありまして、中小企業制度の見直しをするといふタイミングにもありますので、もう一度この金融機能の再評価をしておく必要があると私は思ひます。

組合を介して、商工中金、組合、会員中小企業といふこのスキームでの中小企業金融といふの

は、私は、ある意味、既存の金融機関の欠点をすべてクリアしているすばらしい仕組みだなと思ひています。

どういふことかといふと、あの金融不安、貸し渋り、貸しはがしのときに一番の問題になつたものは何かといへば、目ききがでなかつた、モニタリングがでなかつた、この二つであります。まさに目きき機能、モニタリング機能をどうするかといふことでございます。

市中の銀行は、まず、土地や株を担保にして貸す。一億の土地だつたら七掛け、八掛けにして貸す。悪質な銀行は値上がり分までオーバーローンをして貸す。もしくは本人や第三者の保証を担保として、それを前提として融資をするといふことです。ですから、当然目ききなんかできるはずありません。

また、多くの地元の信金、信組、これは今、リージョンシップバンキングと言つておりますが、長年の取引関係や濃密な人間関係、取引関係をベースにしてモニタリングが十分できているといふのが本来の形であります。実際は、バブル崩壊後収益が悪化した関係で、信金、信組もリストラ、リストラで、信組、信金なんといふのは、大体週二、三回営業所に顔を出すんです。職員がどんどん減つていくわけでありまして、取引先がどんどんふえていく、もう二、三カ月も顔を見たことないよなんといふことも日本じゅうあちこちで起きたわけでありまして。さらに言えば、信用保証協会の保証がつく、みずからリスクをとらない金融だけで満足をして、新規融資をしないなんといふことも起きていたわけであり

ます。

そういう意味からいくと、この商工中金から組合を経由した転貸しの融資といふのは、先ほど言った目きき、モニタリングの機能を見事に実現しているといふふうに思ひます。

もよくわかるんですね。社長はどういう人間なのか、うそをつく人間かうそをつかない人間か、約束を守る人間なのかそうでないのか、跡取り息子はどんな人間か、一流大学は出ていけるけれども人間的には欠陥のある人間かどうかとか、そういうこともわかる。取引先はどんなところか、いわゆる中小企業で言うところの筋のいい取引先、もうけさせてくれる取引先なのか、赤い取引先、赤い取引先といふのは、厳しい、損ばかりさせられる取引先なのか、そういうこともわかります。事務所の明かりも何か随分早く消えているとか、夜遅くまで仕事をしているとか、社員が忙しそうにやつていけるのか暇そうにしているのか、こういうことがわかるんですね。同業の組合でやつていふと、そして、さらに言えば、ちよつとした変化もすぐわかるんです。ちよつとした変化、新しい取引先ができたとか、最近番頭がやめたとか、まじめに面倒だつた社長に若い愛人ができたとか、そういうことも含めてわかるんですね。これはもう経営危機です。これは、全社が、会社の内容がよくわかるといふことがまさに目ききであります。ちよつとした会社の変化がわかるといふことがモニタリングであります。私も銀行をやつていますけれども、これは大変なことですね。この目ききをつけるといふのは大変なことでありまして、その後、モニタリングを維持するといふのは大変なコストがかかります。

多分、今、商工中金、中小企業組合、会員中小企業、この間で微妙にうまく回つていけるこの仕組み、言つてみれば、商工中金の側から見れば、目ききとかモニタリングを中小企業組合の方に低いコストでアウトソースをしているといふ考え方。お金を借りる会員企業の方は、なかなか財務諸表に出てこない数字だとか言葉で言いあらわしにくいものを、その中小企業組合を通すことによつて実質評価されているという仕組みで、実際に目詰まりしていたところを中小企業の組合といふものが取り除いているわけですね。市中の銀行がこれだけの目きき、モニタリングを、特にモニタリングはコストがかかりますから、やろうと思へば貸出金利に五%、一〇%上乗せをしていくといふ話になるわけでありまして。

今回、この中小企業組合法の改正、いろいろな見直しをする中で、一つの極めて有効な中小企業の金融の手段として、商工中金、中小企業組合、会員中小企業といふ、このスキームといふものを再評価する必要があるのではないかと。

そんな中で、真ん中にあるこの中小企業組合のガバナンスを強化し、監督を強化することによつて信頼性を増す。信頼性を増すことによつて商工中金、もしくはそれ以外でもいいですけども、商工中金やその他の金融機関が中小企業に対してさらに安い金利でお金を回すことができる。そうすれば中小企業組合は内々の中で、あそこは財務諸表は悪いけれども、今度来た二代目は非常にまじめな男で商売もよくなるだろうといつたら、理事が連帯保証したりすることもありますけれども、そこにお金を出していくことができるといふふうに思ひます。

まさに中小企業と金融機関の目詰まりを取つてきたわけでありまして、ますますその流れをよくするために、今回の改正に絡んでも、前向きに、中小企業の金融の問題とあわせて、この組合法の改正といふものを機会にとらえていく必要があると私は思ひますけれども、経産省のお考えを、せつかくですので、同期の片山政務官にお願いしたいと思ひます。

○片山大臣政務官 御指名をいただきまして、ありがとうございます。

まさに、目きき、モニタリングにいかにかコストがかかるかといふことは、これから金融ビジネスを進展させる上で、中小向けといふのは収益が多いといふのは銀行はみんなわかつていけるわけですよ。ところが、なかなかできないで、買収をやつてみたり部門をやつてみたり、でもうまくいかない。信用保証情報の中になく、先ほど委員が御指摘されたようなさまざまな情報といふのは

まさに同業者である中小企業の組合においてはあ
るわけでございまして、こういった機能は非常に
高く評価されるべきでございまして。

今回の政策金融改革におきましても、商工中金
の民営化の中ではっきりと「中小企業等協同組合
その他の中小企業者を構成員とする団体及びその
構成員に対する金融機能」の根幹が維持されるこ
ととなるよう、「」ということが書いてあるわけで
ございまして、当然、今でも一定割合がこの商工
中金の場合は組合経由の融資でございまして、
今後とも、商工中金の行ってきた組合金融の機能
の重要性がいささかも失われないように、しっか
り維持していくように私どもとしては対応してま
いりたいと考えている次第でございまして。

○平委員 せっかくですので、質問通告しており
ませんでしたが、一つだけ片山政務官に。

今、中小企業金融、経済産業委員会がかかって
いる中で、非常に私が感じるのには、特に中小企業
というのは、現場の意識というのか、現場の状況を
把握する、現場が極めて大事であります。そんな
中で、知識として知っているということと実体験
としてわかっているというこの差には非常に大
きなものがあつて、比較的、日本の政策を今まで
支えてきたエリートと言われる人たちは、知識と
いうところから出発して論理的な思考をしてい
く。しかしながら、感覚的にわかっている、感性
という部分について若干弱いのではないかなど。
そういうところで、中小企業政策という部分の政
策立案、またその実施においてはなかなか、
ちよつと実効性が上がらない部分があるのではな
いかな、何かそんな思いを最近非常に強くしてい
るわけであります。

まさに日本を代表するエリートと言ってもいい
と思いますが、今後、中小企業政策に関して、そ
のような認識について、片山政務官はどのような
御認識をお持ちなのか、教えてください。

○片山大臣政務官 私は、官僚としての経験は大
蔵省の方ですと長いわけでございますが、中小
企業政策や中小企業への支援が、財政投融資であ

りますとかあるいはさまざまな政策金融機関、そ
れから予算面では少なくともずっとメインのテー
マであり続けているわけでございます。特に、最
近はその中でもないんですけれども、年末になりま
すと、中小企業支援予算がどのくらい積み上がる
かみたいなことで、私の旧職としてはそこをずつ
と折衝する側の仕事をしてきたわけで、中小企業
庁が果たしてきた役割というのは、私が外から見
ていまして、中に入ってみても、決して上っ面
だけのことではなく、できるだけ現場把握をしよ
うというふう非常に努力してきたなということ
は感じております。

ただ、いかんせん、他方、私は個人としては経
営者の妻を十六年やっておりますので、それはそ
んなものじゃないというのは、幾ら語り尽くして
もそのギャップは完全には埋まらないんです
ね。

そのギャップを埋める手段として一つ非常によ
くわかってきたのは、日本企業において、一般的
に破綻という処理があるということになって、不
良債権というものは処理することがあるというこ
とがわかつて、この十年間に、その実態を見るこ
とによって大分わかってきたなという気がいたし
ております。その前の十年というのは破綻しない
で転がしていくことが金融側も借り手側も常態
だったわけですから、それはもうより表層的なも
のになるんですが、この十年で随分よくなつてき
たと思っております。

現在、新経済成長戦略のようなものの中でもや
はり中小企業を支援するということが一つ大きな
柱でございまして、ものづくりなんかにつきまし
ても先般法律を通していただきましたが、さらに
細々とした施策を盛り込む上では必ず現場を見に
行けということをお大臣の方から全職員に命じてお
りまして、私も政治レベルも一生懸命行つてお
りますし、実際に、額に汗している現場ですとか
技術の現場を見て、においのかぐということも
やっておりますし、また、商店街なんかに向い
ていって意見交換をするということもやっております。

ます。

将来的にはもつとそういうところに、人事交流
をすることなんかいいんじゃないかと思つてお
りますが、これは官僚側だけじゃなくて、逆に迎
え入れる側の方のニーズもあるのでそう簡単では
ありませんが、委員御指摘のようなそういった感
性が政策立案の上で重要視されるということは私
も全くそのとおりだと思いますし、常にそういう
視点はなくしてはいけないと思つております。

○平委員 ありがとうございます。

続きまして質問させていただきますが、昨今、
特に経済産業省においてですけれども、有限責任
事業組合制度、いわゆるLLPであります。こと
しの五月には会社法が施行されて、同じく合同会
社、若干性格は違いますが、LLCができ
ていくわけであります。このような多様な組織形
態が今できてきたわけですが、そういう中
でありますけれども、組合の果たすべき役割とい
うものをどのようにお考えになつていらっしゃるの
か。

あわせて、今、中小企業のいわゆる政策の中
は、連携政策ということをお多分経済産業省の中
で、また中小企業庁の中で非常にキーワードとし
て使われていると思ひますけれども、そんな中での
中小企業組合の今後の役割というものの認識を教え
ていただきたいと思ひます。

○古賀政府参考人 お答え申し上げます。

今委員が御指摘になりましたとおり、最近、有
限責任事業組合、LLPと呼ばれる制度、あるいは
LLC、合同会社というような制度、新しい事
業組織というのが創設されてきておりまして、こ
れらで以上に、事業の目的やあるいは連携の仕方
というのは、多様性を持つて、より適した事業組
織を選択することが可能になつてきているという
ことは御指摘のとおりだと思います。

こうした事業組織の中の一つの類型である中小
企業組合というのは、また少しづつLLPとかL
LCとはいろいろなところで違つてくるがござい
ますが、特に、一人一票という制度になつ

ているというあたり、中小企業者の相互扶助の精
神というのを非常に強くあらわした組織になつて
おりまして、日本人のメンタリティーにも非常
に思ひます。

そういった組織が今いろいろな形で活用され始
めておりますけれども、今御指摘いただきました、
新しい連携を進めていく、中小企業庁で昨年から
始めました新連携支援というふうなこともやつ
ておりますけれども、こういったところでも、もち
ろんLLPを使うというふうな方もいらっしゃる
と思いますが、現に組合という制度を使つて新し
い分野に進出しようというチャレンジをしておら
れる方々も出てきております。

したがしまして、先ほど、金融の面で非常に組
合の役割というのは大きいんだという御指摘が
ございましたけれども、またそれとは違つた意味
で、新しい連携を進めていくという場面でもまた
組合の役割というのは非常に高まつてきていると
いうふうにも思ひますので、今後とも、今回、こ
うやつて信頼性を高めることで発展の環境、基盤
がより整備されるということになりますので、引き
続き、連携策の一つとして中小企業組合がより一
層活用されるようにということで、努力してい
きたいというふうな考えでおります。

○平委員 ありがとうございます。

今回の法律改正において、その方向性は全く賛
成でございますし、まさにガバナンスを強化して
いかなければいけないというところは異論がござ
いせんが、現場の中には、非常にいい組合はい
いんですが、いわゆる不況業種と言われるような
中小企業組合においては、現実的に、理事のなり
手がいないという現状も片やあるわけでありま
す。

今般の改正は規制を強化するということになり
ますが、一昔前は、やはり理事というものは名譽職
でありましたし、業界自体が大きくなつていく中
で、その中で問題が自然と解決されるというこ
とがあつたわけでありますけれども、今日は、も

○三谷委員　ありがとうございます。

価格の高騰、しばらくというよりも随分続いているんじゃないかというふうに思います。

輸送業界を初めといたしまして、打撃を受ける関係中小企業から大変な悲鳴が聞こえてまいります。関係中小企業への対策につきまして、今どのような措置がとられているか、あるいは、今後、対策としてどのようなことを考えておられるのか、経済産業大臣あるいは中小企業庁長官にお答えをお願いいたします。

○二階国務大臣 原油価格の上昇ということは、我が国産業にとりまして大変大きな問題であると同時に、特に中小企業におきましてこの影響が極めて厳しいわけであります。

したがって、私は、先般カタルで開催されました国際エネルギーフォーラムにおきましても、産油国、関係の閣僚と、二けたの数字に上る各国の閣僚ともいろいろ協議をいたしました。産油国は、石油は余っている、そして、私たちがつり上げておるんじゃないということを懸命に述べておられました。私は、その様子から判断して、やはり我々も発言には十分心得なくてはならないということを痛感した次第であります。

しかし、今日、我が国の石油の状況というのは大変困難を来していることも事実であります。特に、業種別に申し上げますと、運輸業、漁業、クリーニング業、石油製品製造業、プラスチック製品製造業等に大きな影響が及んでいるものと考えております。

したがって、原油価格の高騰が続いた場合、中小企業に対する影響の拡大が心配であります。このため、全国九百四十三力所の特別相談窓口に対し、一層きめ細かな対応とセーフティーネット融資等の活用を、四月二十八日付で、改めて私は中小企業庁長官名で関係者に徹底をしたところであります。

先般、テレビ入りの国会の審議の際に、石油、原油等については十分蓄えがある、政府が持つておる備蓄、民間が持つておる備蓄とを合わせましても十分対応できるとともに、産油国

が相当の量を持つておるわけでありまして、その点の心配はないんだということを特に申し上げたわけでありまして、もし、このセーフティーネット融資等を必要とする方々が窓口にお越しになった場合に、私が国会で答弁したことと窓口の対応とが違つておるというようなことであれば、まさにこれこそ政治や行政が不信を招くわけでありまして、あらかじめ、そうしたことに対応できるように、九百四十三の特別相談窓口に対して徹底をしたところであります。そして、足元の価格高騰の影響をよりの確に把握すべく今調査を行つておりますが、来週早々にもこれを公表することができると考えております。

今後とも、原油価格の高騰が中小企業を初め産業界に与える影響について細心の注意を払いながら、各政府関係機関と連携をして適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、もう一つつけ加えて申し上げます。昨日、私はある会合で、トラック業界の代表的な方にお目にかかりました。大変です、ね、ということをお願い申し上げます。産油国等は十分な準備があるから、石油エネルギーが枯渇して値上がりするということはない、そのところはしつかりしてもらいたい、皆さんが動揺し、関係者がみんな浮き足立つてくると、これは、意図的に上り上げを行つておる人たちがおるとすれば、そういう人たちの思つたままにはまるわけだから、我々はこの歯を食いしばつてでもお互いに協力し合おうということをお願い申し上げます。本当に力強いことを言つていただいてありがとうございます。お話をございました。

私は、そのやりとりを思いながら、やはりそうした私どもの考えが末端まで浸透することにはなお一段の努力がまだ必要だな、こう感じておりますので、積極的な対応を図つてまいりたいと考えております。

○三谷委員 大臣、ありがとうございます。今後ともまた、セーフティーネット融資を含めて、きめ細かな配慮、対応をよろしく願ひいた

します。また、大臣が御指摘になりましたように、動揺のないようにしていくことも非常に大事なことだと思ひます。中小企業からは本心に厳しい声は今も聞こえてまいります。どうかこの点、また今後の対応をよろしく願ひ申し上げます。

それでは、きょうの本題であります中小企業等協同組合法の改正法案についてお尋ねをいたします。まず、中小企業組合で破綻した事例についてお尋ねをいたします。破綻事例、どのようなものがありますでしょうか、御説明をお願いいたします。

○古賀政府参考人 組合の破綻事例についてのお尋ねでございますが、まず最初に、幾つか破綻の事例というのがあるということでございますけれども、決して、多くの組合がどどん破綻しているとか、あるいは破綻にどどん近づいているというようなことではないということは一言申し上げておきたいと思ひます。

ただ、御指摘のとおり、幾つか破綻する事例が出てきております。共済事業を行つていないような組合であります。例えば、株式等で資産運用を行つていた、そうしましたところ、株価が下がつて、結局最終的に破綻してしまつたというような組合が一つございます。

それから、また違う形で、組合の規約でいろいろな制限があつたんだけれども、そういう制限を全く無視して、特定の組合員に非常に多額の、数億というようなオーダーの貸し付けを行つてしまつた、それが、貸付先が傾いて不良債権化してしまつて、結局破綻に至つてしまつたというような組合の事例。

あるいは、高速道路料金引割制度というのがございますけれども、こういったものを利用して組合員が料金割引が受けられるというような組合で、代表理事がそこに集まつたお金を横領してしまつたというようなことで、組合の資産が毀損をして、その代表理事も逮捕され、最後は破

綻してしまつたというような事例。それから、これはまだ一つだけでございますけれども、共済事業を行つておる組合で、掛金で預かつたお金を外債のような非常に危険度の高い資産で運用を行ひまして、これがやはり大きく価値が毀損をしまして破綻してしまつたというような事例がございます。

これらの事例を見ますと、いずれもかなり組合員の数が多いというのが特徴でございます。それから、多くの場合は、同業者が集まつて共同事業をするというのではなくて、さまざまな事業者が集まつて数をふやすことによって、規模の利益でさまざまな割引を受けるとか、あるいは共済事業を行うというようなことを行つておるものが多いということでございます。具体的に、小さいところでも組合員の数が増えるというふうなものでござります。

○三谷委員 今のお話の中で、どどん破綻をしているわけではない。確かに四件でございます。ただ、少し心配をすることがあります。破綻はしないものの、顕在化はしていないけれども、今回の改正の趣旨でもありますけれども、必ずしも健全な財務内容ではない、そういうものももしかしたら大勢あるんじゃないかという心配がどうしてもあります。

今回の改正法案によつて、まさにその目的として健全性ということが求められているわけですが、けれども、どのような措置を講ずることにされているのか。それによつて、今御紹介をいたした四件の例、静岡、四日市あるいは平成高速、後で少しまた取り上げさせていただきますけれども佐賀の例、係争中もござります。こうした四件の破綻例、こういうものは回避できるようにするのかどうか、御説明をお願いいたします。

○西野副大臣 具体の問題になりましたところを古賀部長からお答えいたしましたところでござりますが、従来は、どちらかといいますと、経理事業、会計監査に限定をしたような監事の役割でござりました。それを今度は、改正によりまして、

平常の業務運営をやっている中で、業務監査、こういうものも必要に応じてやる。そして、理事の適切な業務執行がなされておるかということについて措置を講じていきたいというふうに思っておりますし、また、具体の例を、悪い例でございますが発表されましたけれども、共済等含めて、それらの資産の運用についても今後は一定の制限を加えるような、そういう措置を考えておるところでございます。

お示しのとおり、常々、健全な運営がなされるための措置として、例えば、将来の共済金の支払いといえますか、充当に対して十二分な蓄えといえますか、準備金を積み立てておられるかどうか、そういうものもむしろ、準備金として一定の義務づけをするとか、そういう措置を平時からやっていると、そういう仕組みを今回の法改正で取り組んで、ゆめゆめこういう破綻が起らないような、回避できるように努めていきたいというふうに思っております。

○三谷委員 本当に、そうした破綻例のようなことが起きないように、あるいは回避ができるんでしょうか。いろいろと心配な点がございます。

一番大事なことですので、先ほど申し上げましたこの法改正の目的でございますけれども、中小企業や個人事業者等が相互扶助の精神に基づいて運営してきた中小企業組合制度について、近年、その規模の拡大や事業の多様化に伴って、組合が破綻する事例等が発生してきていることから、中小企業組合の事業運営全般の規律強化を図るとともに、中小企業組合による共済事業の健全な運営を確保するための措置を講ずるということになっております。

まさに相互扶助あるいは組合自治ということをよく強調されています。確かにこの組合自治あるいは相互扶助、まさに中小企業組合の基本の基本でございますので、非常に大事ななことかと思えます。また、自治ガバナンスで健全化を図れ、これも大変結構なことだと思います。趣旨に沿っていると思います。

ただし、といっても、財務の健全性、ここがまさに求められているところであります。この健全性を確保することがこの改正の目的であり、一番大事なところだと思います。

そして、今も副大臣から業務監査の話がございました。組合員数が千人超、千人以下、ここで区切られております。規制の強化が違います。千人以下の組合の監事につきまして、その権限を会計監査に限定することも法改正後可能ということになっておりますが、組合員数が少ない組合の監事に対しましては業務監査を義務づけるべきじゃないかと私は思うのですけれども、どうでしょう。

○古賀政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のとおり、千人というところで区切って規制の態様を変えているということでございます。この考え方をいたしましては、今まさに委員御指摘のとおり、組合というのは相互扶助精神に基づく自治組織であるということで、そこを余り損なう形になってはいけません。他方、では自治というものが本当に働くのかというところで、現にそういうところが働いていなかったんだと思われる事例が出てきているというところで、どこで折り合いをつけるかというところでございます。

過去の事例を見ますと、いずれも、やはり数が相当大きな規模、小さくても千数百人というようなどころで問題が起きているというのが一つございます。そういうところで、千人を超えるというところが一つのメルクマールとなつて、自治運営が機能しやすいかというところを、考え方としては分けていくということになっているわけでございます。

この場合、監事の業務監査権につきましては、基本的には、千人以下の比較的小さなものについても業務監査権まで拡大をさせていただき、ということにはなつてございまして、これは、小さいから業務監査権は要らないんだということを法律が言っているわけではございません。ただ、現実の問題としては、先ほども御指摘を

いただきましたけれども、現場で、非常に規模の小さなところで監事のなり手がいないというようなケースもございまして、それは要するに、余り責任が大きくなるとなかなか手がない。では、そういうところは、監事が業務監査をやらないと理事が暴走して大変な被害が起きるかという、そんな規模でもない。あるいは理事はしっかりとやっているというところもございまして、なぜこの監事の業務監査権というのを拡大したのかという趣旨、これは私どもとしても、広く各組合の皆さんに御理解をいただくという努力を一方でしつつ、それを正しく理解された上で、この組合についてはそこまでは要らないんだという御判断をされる、そういう選択のオプションを与えるという措置になっております。

ただ、この場合も、単に業務監査は面倒くさいから嫌だということ以外で外すということではなくて、その場合におきましては、仮に、理事が違法行為を行おうとしているようなことを組合員が発見したような場合に、それをほかの理事が放置しているようなことが起きては困りますので、そういう場合には、理事会を開いてちゃんと議論してくれ、ということを組合員が請求できる権利を新たに付与しまして、そのところのバランスをとっているというところでございます。

○三谷委員 どうしても相互扶助あるいは自治運営ということが強調されるんですが、私、この業務監査権の拡大については、そんな難しいことではないというふうに思ふんです。もつと言え、員外監事の義務づけも千人超の組合に対してですけれども、確かに員外監事ということになりますと、さらに今手、業務監査権にしても手がない、小さなところは確かにそうですね。員外監事ということになりますと、かなりの負担がかかることでもあります。

しかし、少し工夫をして、先ほども破綻の事例を最初にお話しいただきましたけれども、やはりまだまだ予備軍が実は小さなところでもたくさんあるんじゃないか、そういう心配がございます。

きちんとした監査、員外監査という形じゃなくてもいいかもしれません。例えば税理士のようなものに、負担がそれほどかからない形で何がしかからの監査を、監査に相当するようなものを求めていく、こういうことも含めて、きちんとした監査を千人以下のところにも入れる考えというのはありませんでしょうか。

○古賀政府参考人 今御指摘をいただきましたような、隠れた問題を抱えているかもしれない、そういう組合もあるんじゃないかということで、これはもちろん私も否定をできるものではないというふうには思っております。こういうきつちりした規制を導入していけば、その結果として、実は問題があったんだというものが出てこないという保証はないわけでございます。

一方におきまして、これは繰り返して大変恐縮でございますけれども、そうしたことについて業務監査権を拡大しようという、方向は一步踏み出しております。法律上も原則はそちらになっている。したがって、そういうことは組合に対してしましてもよく御理解をいただくように周知してまいりまして、その結果、そういう措置を導入するという組合も多く出てくるだろうというふうに思っております。

そういうものがどうしても必要ない、あるいは、非常に人数が少なすぎてなかなか導入しにくいというような実態があるということもございまして、もちろん、だから監査をいかにげんしていいというつもりではございませんし、いざにしても、会計監査というのはちゃんとやっています。くちやいけないということになっております。

では、その質をどうやって上げていくか。監査法人とかを入れるのはもちろん大変ですが、税理士とかそういった専門家を入れたらどうかというふうな御指摘は、もしそういうことを各組合でちゃんとやっていたら非常にいいことだと思えますので、そういうことは私も私どもとしても、この法改正を機会に、よりガバナンスの実効を上げるということで、団体の連合会とかあるいは中

中央会とか、そういうようなところに、ぜひこの法律の趣旨にのっとって、単に法律の規定に形式的に沿えばいいんですよということではなくて、実質的によりよいガバナンスを構築してくださいといったことは働きかけていきたいというふうに考えております。

○三谷委員 ぜひ指導をしていただきたいと思ひます。

特に、共済事業を行っている組合につきましては、事業の健全性、透明性の確保というものが大事だと思ひます。再三申し上げますけれども、破綻の事例は四件で、共済事業については一件だけではありませんけれども、予備軍はかなりあるんじゃないか、こういう心配がございします。

まず、事業内容の中身をきちんとつかめているのかつかめていないのかということが大事だと思ひます。改正前と改正後でどのようにそれが変わるのか。改正法によつて各組合の事業運営の健全性はきちんと把握できるかどうか。財務内容を行政庁、県ということもございしますけれども、行政庁は把握できるかどうか。改正後どのように変わるのか、御説明をお願いいたします。

○古賀政府参考人 今、特に共済事業につきまして、その経営の実態、そういうところをどこまで把握できているのか、そして、今度の改正によつてどのように把握できるようになるのかというお尋ねをいただきました。

現行の法律では、一般の組合が共済事業を行っている場合、法律上は特に独立した位置づけを与えておりません。したがって、これはどういう事業としてやっているかといひますと、福利厚生事業ができるということになっておりますけれども、その一環として行っているという位置づけになっております。

したがって、行政庁に提出される組合からの決算関係書類においては、福利厚生事業ですというようなことで報告をされているものが大部分だろうというふうに認識をしております。そうすると、では、その中で共済事業というの

は具体的にどういうことが行われていて、その共済事業を区分して経理した場合にどういう財務状況になっているのかというのが必ずしも的確に把握できない、これは法律上の仕組みとしてそういうふうになっている部分がございします。

これがまさに、現に破綻した事例などでも必ずしも十分な把握ができていなかった、これは法律的に問題であるということ踏まえまして、今般の法改正におきましては、共済事業というのをちゃんと独立した事業としてまず法律上明確に位置づける。当然、その事業を行うということについて、共済に関する規定をちゃんと置いてもらうとか、あるいは最低限区分経理をしてもらうとか、そういったことを義務づけることにしております。

したがって、今後、この改正法に基づきまして提出される組合からのさまざまな報告書、決算関係書類などにおきましては、共済事業が、その共済事業単独としてどういう事業内容になっているのか、財務状況はどうなっているのかということが正確に把握できるということになります。

したがって、それに基づいて、よりの確かな監督というのが可能になるということでございます。

○三谷委員 共済事業、いわば保険事業ですけれども、共済事業をやっているにしては今までが余りにひど過ぎたということが言えると思ひます。ただ、今の御説明でもそうなんですけれども、本当にきちんとその財務内容を把握できるのかというところについてはまだまだ疑問が残るところでございます。これもまたもう一度後で取り上げさせていただきます。

続いては、先般、保険業法の改正が行われました。ことし四月から既に施行をされておりますけれども、無認可共済を行っていた事業者が、中小企業組合を設立して、この中小企業組合を使って事業の継続を図ることが考えられるんじゃないかと思ひます。今回の改正の趣旨もその一つだと思ひますが、この保険業法に類似した一定の措置は

必要だというふうに思ひます。改正法の措置内容と保険業法の規制との違いはあるんでしょうか、同じようなところまでいっているんでしょうか、お答えください。

○古賀政府参考人 お答え申し上げます。

共済事業の健全性を確保するための措置といたしまして今回の改正で導入を予定しております仕組みといたしましては、大半の部分は保険業法の規制の仕組みというものに倣つてその仕組みをつくつていくということでございします。

ただ、先ほど来御議論いただいております組合の特殊性といひますか、組合の本来の相互扶助組織というような特性ということも考え合わせまして、若干違う部分がございします。例えば最低出資金の金額でありますとか、あるいは兼業規制の課し方とか、そういったところで若干違うところがございます。

ただ、大半については保険業法並みの規制になっているというふうに考えておりますし、今までの問題事例に対応するという観点から見れば、今回の改正の内容によりまして十分な措置をとつたということになると考えております。

○三谷委員 これは午前中の北神委員の質疑でも再三にわたつて指摘されましたように、今も部長からは、保険業法並みの規制がとられていると。随分とまだ心もとないところがあるような気がしてなりません。

幾つかまた指摘をさせていただきますけれども、まず、共済事業について、これも、ただ千人超、千人以下、こういうことで規制の強化の区分も分けられています。しかし、リスクの大事な側面の中には契約金額でありますとか契約期間あるいは保険料収入額、こうしたものもございします。こういうものはその区分の対象にも含めるべきだと思ひますけれども、どうでしょうか。

○古賀政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、保険契約あるいは共済契約のリスクということを考える場合に、いろいろな要素があるかと思ひます。その中には、契約の金

額、契約の期間あるいは保険料収入額というような、今委員から御指摘のありましたような項目もそのリスクというものを考える上での一つの要素になり得るというのは御指摘のとおりかと思ひます。

ただ、全体としての財務の健全性の確保という観点でとらえておりますので、例えば、契約金額について上限を設けていないから危ない制度であるということになるわけではなくて、特に大規模なものについては、今回は財務健全性の基準等まで含めてかなり厳格な規制が入りますので、それで全体の健全性を確保していくというコントロールがきいていくということによつて健全性が確保されるということになります。

それから、契約期間については、確かに千人というところで切つていらっしゃるんですけども、では、契約期間というのを全く何も考慮していないかというところ、そういうことではございしませんで、契約期間が長期にわたるというような場合は、いろいろ複雑な計算とかそういったものも必要になりますので、共済計理人の関与を義務づけるといったような別の角度からの規制というものが入っております。

それから、保険料の収入額というのは、これは要するに預かり金ということになるわけですが、これも、負債額が大きくなるとそれだけリスクが高いじゃないかというの御指摘のとおりだと思ひます。これについても、この具体的な内容については今検討をしておりますけれども、負債額が一定規模を超えるような場合に会計監査を義務づけるというふうな、そういった規制をとるところとでは、人数で切る規制の強弱というところとは違つた角度からではありますけれども、そういった契約期間とかあるいは保険料収入額というものも考慮させていただいているということでございます。

○三谷委員 今のお話の中には財務健全性の基準ということがありましたけれども、これも法律の中には定められておりません。後から政省令で定

めるということになっております。

ほかにも政省令で定めるものがたくさんあるわけですが、まず一つ、この財務健全性の基準、どういう基準になるのか、その具体的な基準についてお答えをお願いいたします。

○古賀政府参考人 今先生からも御指摘いただきまして、幾つかの規制の内容の細かい具体的な基準につきましては、法律成立後、政省令等によって細かいところを決めていくということにさせていただきます。

財務健全性の基準につきまして、これは、もちろん保険業法等でもソルベンシーマージンという言葉で呼ばれておりますけれども、そういった形で導入されているものがございまして、そういったものを参考にしながら、そういったものに近いような形で、近いというか、同じになるか近いものになるのかというのは検討をこれからさらに深めてまいりますけれども、そういったものを明らかにしていきたいというふうに考えております。

○三谷委員 今の財務健全性の基準を初めとしたしまして、みずからおっしゃいましたけれども、共済計理人の選任義務の範囲、あるいは外部監査の導入の基準、こういったものについても、これも含めて今まだ検討中ということなのでしょう。

○古賀政府参考人 今お尋ねの点は幾つかの項目が含まれていると思えますけれども、例えば余裕金の運用制限、何をどこまで規制するのかというようなことが一つございまして、これは特に有価証券をどの範囲まで認めるかというように含まれております。例えば外債のように、要するに、外貨建てで非常に為替リスクを負って投資をしなければいけないという非常に危険性の高いものについて、これを認める必要はないだろうというふうに考えております。それからその他の、例えば上場企業の社債とか株式、そういったようなものにつきましては、上場しているからすべていいというもの、これまたちょっとやや緩過

ぎるかなというふうに考えておられまして、一定の安全性が確保されているもの、格付とかそういった何か客観的なもので区切りをつけていくというようなことを考えております。

それから、共済計理人の選任義務の範囲につきまして、これは先ほど少し触れさせていただきましたけれども、共済期間が長期にわたる共済契約であって共済の数理の知識及び経験を要するといふような契約を引き受けるような場合、あるいは契約者の割り戻しを含むような契約、そういった場合にはいろいろな数理的な知識といふものが必要になってまいりますので、こういう場合には選任、関与を要するというようにさせていただきます。

それから、外部監査の導入基準につきまして、共済事業の規模が大きくて、預かっていいる金額が非常に大きいという場合は不払いが発生した際に大きな影響がありますので、そういう意味では、負債の額といふのが一つの基準になるであろうというふうに考えておられまして、その額が一定規模以上のものについて導入する。ではこれは具体的に幾らかということこれから詳細に検討させていただきたいというふうに考えております。

健全性に関する基準につきましては、今申し上げたとおりでございます。

○三谷委員 契約者保護の観点から、これも午前中少し触れられましたけれども、セーフティーネットのことについてお尋ねをいたします。

組合から連合会への再共済、あるいは連合会から保険会社への再保険の措置が講じられているというふうに聞いていますけれども、これは、できるところとできないところがあると思います。漏れるところがあると思います。できないところはどうするのでしょうか。あるいは組合が破綻したときの契約者の救済、今回の改正法で十分と言えるかどうかというところがあります。これについてもう一度御説明をお願いいたします。

○古賀政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、組合によつては、連合会への再共済というものをやっているところと行っていないところがあるというのは事実でございます。

これも、ただ連合会への再共済を行つていれば安全とか、あるいは行っていないければ危険といふことでは必ずしもないわけではございまして、そういう再共済を行っていないものもあるという前提で、そうした組合も含めまして、すべての共済事業を行う組合に対してさまざまな規制を行うことによつて健全性を確保するというをやつていこうというふうに考えております。

それから、仮に支払いができなくなるといふような事態が生じた場合、大規模なものは、これからソルベンシーマージンを入れますと、いきなり破綻というよりは、危なくなつたところで事前にいろいろな改善命令とかそういう形で健全化を図っていくという措置を導入しますので、何か大きなところが突然破綻するといふことは余り起きないという仕組みにはなつております。

仮に支払いが難しくなつたというような場合ににつきましては、これは組合の一つの特性でありまして、従来から、共済金の削減あるいは共済掛金の追徴といふようなことができるというところで、これは実際には行われたりしておつたんですけれども、これを明確に定款に記載して、それで、みんなが少しずつ痛みを分かち合いながらその事業を継続していこうということを図ることによつてそういう危機を回避するという仕組みがございまして。

これは、もちろんそういうことをもつと厳しくしろ、もつと厳しくしろというふうにはやていくことは理論的には可能でございますけれども、そうすれば当然その分コストは上がっていくわけではございます。

この共済組合の保険のメリットの一つとして、特に募集のコストが非常に低いということが主でありますけれども、やはり掛金が少し安いというところは、毎日非常に苦しい事業を行つておられる中小企業の皆さんから見ると、少しでも安

いのはありがたいというメリットがあるわけではございまして、これが、危ないから安いんだということでは困るんですけれども、そういうメリットといふのを今後も生かしていきたいという組合員の希望といふのも一方であるわけではございます。

そういったところのバランスといふものを勘案してこういった、セーフティーネットとして十分かといふ、安全を期すという意味では、もちろんもつとも何重にも安全を期すというやり方はあるかと思ひますけれども、相互扶助の精神に基づく組合という性格を踏まえれば、今回のような規制のあり方といふものが妥当ではないかといふふうに考えております。

○三谷委員 今のお話を聞く限りにおきましては、契約者の保護の観点からというふうに申し上げましたけれども、契約者の保護ということが全く頭の中になんか思ひつかないかと思ひます。なお話でございました。契約者の保護というのは、事業者を守るではありません。事業者が不適切な、さつき破綻の話をしましたけれども、破綻のようなことがあつたときに契約者を守るといふのがそもそも本来の概念なんです。全く欠け落ちていまして今の御説明では感じられません。レクの中では、共済金の削減払いでありますとか追徴金規定、こういったものも御説明をいただきましたけれども、実はこれ、セーフティーネットの代替機能と考えるのはおかしいというふうに思ひます。セーフティーネットにはなつていない。利用者保護にももちろんなつていないと思ひます。どうして保険契約者保護機構のようなそういう仕組みをこの改正の過程の中で考えなかつたのかなということがございまして。

時間がありませんで、先に進ませていただきます。

これは北神委員も触れられましたけれども、私も一番大事な話だと思ひますけれども、こうした法改正が行われた、今までかなり野放しのようなことになつていったものが、ここで規制を強化して健全性に資するように求めていく、規律を働かせ

心配な点と申しますのは、改正後も都道府県の監督で本当に大丈夫なんでしょうか。もちろん、本当に健全な内容なのかどうか把握がきちんとできるのかどうかということもあります。この佐賀県民の現状がそうでありますように、保険の話ですっかり、共済事業の話ですから、かなりの専門性、専ら

そういたしますと、大阪府の例でございますが、かつて大阪府では信用組合等の監督を行っておりましたが、これらは金融庁に移管がえになりました。いわばそういうものに對する一定の知見のある方、さらには商工中金等政府系金融機関の経験のある方でＯＢになられた方がある、そういう方を既に配置いたしておる、そういう仕組みで

なお私は、自分の経験で申し上げますと、時々市町村を回りますと、市町村役場に政府からこんな立派なパンフレットが届けられているのか、こう思うことがありますね。我々の目には全

午後一時九分散会

平成十八年五月二十二日印刷

平成十八年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A